

NDC社発21-340号

2021年12月17日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12  
会社名 ニュークリア・デベロップメント株式会社  
代表者氏名 取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、核燃料物質の使用変更の許可を申請します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 ニュークリア・デベロップメント株式会社  
住 所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12  
代表者の氏名 取締役社長 南雲 浩行  
事業所の名称 ニュークリア・デベロップメント株式会社  
事業所の住所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 使用の場所

燃料ホットラボ施設（原子炉等規制法施行令第41条該当施設）  
ウラン実験施設 （原子炉等規制法施行令第41条非該当施設）  
燃料実験施設 （原子炉等規制法施行令第41条非該当施設）

3. 変更の内容

既に許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書について次のとおり変更する。

(1) 事業所全体

- 1) 代表者の氏名を2020年6月29日付けNDC社発20-224号にて届け出た氏名に変更するとともに、連絡員の氏名の見直しを行う。
- 2) 燃料ホットラボ施設及び燃料実験施設の使用の変更に伴い、事業所全体の年間予定使用量の見直しを行う。
- 3) 施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加する。
- 4) 添付資料12-3として、事業所全体における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書を追加する。
- 5) 添付資料12-4として、事業所全体における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を追加する。
- 6) 記載の適正化を行う。

(2) 燃料ホットラボ施設

- 1) 福島第一原子力発電所の事故により発生したプルトニウム未富化の溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物（以下、「1F燃料デブリ」という。）の取扱いの追加に伴い、以下の変更を行う。
  - ① 使用の目的及び方法に1F燃料デブリの取扱いに関する記載を追加する。
  - ② 核燃料物質の種類に1F燃料デブリを追加するとともに年間予定使用量の見直しを行う。
  - ③ 使用済燃料の処分の方法に1F燃料デブリの記載を追加する。
  - ④ 使用施設の設備について、1F燃料デブリの取扱いに関する記載を追加する。
  - ⑤ 貯蔵施設の設備について、1F燃料デブリの貯蔵に関する記載を追加する。

- ⑥ 閉じ込めの機能、遮蔽及びその他の使用設備等の位置、構造及び設備について、1F 燃料デブリの取扱いに関する記載を追加するとともに、許可基準規則に基づく記載の見直しを行う。
- 2) 非常用設備について、非常用発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加に伴い以下の変更を行う。
- ① 非常用設備について、無停電電源装置の数量を1台から2台に変更するとともに非常用電源系統図の見直しを行う。
  - ② 閉じ込めの機能、遮蔽及びその他の使用設備等の位置、構造及び設備について、非常用電源設備に関する事項の見直しを行う。
- 3) 添付書類について、以下の変更を行う。
- ① 添付書類11-3「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」を添付書類12-3として事業所全体に移行する。
  - ② 添付-1「障害対策書」及び添付-2「安全対策書」を添付書類12-1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）」及び添付書類12-2「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書」の該当する項目に記載の転記を行う。
  - ③ 添付書類12-2「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書」において、安全上重要な施設は特定されないと明記する。
- 4) 記載の適正化を行う。

### (3) ウラン実験施設

非常用設備について、非常用発電装置の更新に伴い、閉じ込めの機能、遮蔽及びその他の使用設備等の位置、構造及び設備について、非常用電源設備に関する事項の記載を追加するとともに、非常用電源系統図の見直しを行う。

### (4) 燃料実験施設

- 1) 1F燃料デブリの取扱いの追加に伴い以下の変更を行う。
- ① 使用の目的及び方法に1F燃料デブリの取扱いに関する記載を追加する。
  - ② 核燃料物質の種類に1F燃料デブリを追加する。
  - ③ 使用済燃料の処分の方法に1F燃料デブリの記載を追加する。
  - ④ 使用施設の設備について、1F燃料デブリの取扱いに関する記載を追加する。
  - ⑤ 廉藏施設の設備について、1F燃料デブリの貯蔵に関する記載を追加する。
  - ⑥ 閉じ込めの機能、遮蔽及びその他の使用設備等の位置、構造及び設備について、1F燃料デブリの取扱いに関する記載を追加するとともに、許可基準規則に基づく記載の見直しを行う。
- 2) 添付書類について、以下の変更を行う。
- ① 添付書類11-1「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）」を削除する。
  - ② 添付書類11-3「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」を添付

書類12-3として事業所全体に移行する。

3) 記載の適正化を行う。

#### 4. 変更の理由

##### (1) 事業所全体

- 1) 記載事項の見直しのため。
- 2) 燃料ホットラボ施設及び燃料実験施設の使用の変更に伴う見直しのため。
- 3) 品質管理に必要な体制の整備に関する事項の追加のため。
- 4) 事業所全体における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として追加のため。
- 5) 事業所全体における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として追加のため。
- 6) 記載の適正化を図るため。

##### (2) 燃料ホットラボ施設

- 1) 1F燃料デブリの取扱いを行うため。
- 2) 非常用発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加を行うため。
- 3) ①添付書類の掲載箇所の適正化を図るため。  
②既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図るため。  
③安全上重要な施設が特定されないことを明確にするため。
- 4) 記載の適正化を図るため。

##### (3) ウラン実験施設

非常用発電装置の更新を行うため。

##### (4) 燃料実験施設

- 1) 1F燃料デブリの取扱いを行うため。
- 2) ①変更後の該当事項がないため。  
②添付書類の掲載箇所の適正化を図るため。
- 3) 記載の適正化を図るため。

核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

事業所全体	1 ~ 13 頁
燃料ホッパ・施設	14 ~ 125 頁
ウラン実験施設	126 ~ 129 頁
燃料実験施設	130 ~ 142 頁

2021年 12月

ニューケリア・デベロップメント株

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
9-3-3 固体廃棄施設の設備	F 9-4	9-3-3 固体廃棄施設の設備	F 9-4	記載の適正化(1) 6)
1.1. 添付書類(原子炉等規制法施行令第3・8条第2項に定める書類)		1.1. 附じ込めた機能、運転その他の事項に関する 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備		記載の適正化(1) 6)
1.1-1 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く)	F 1.1-1	1.2.添付書類(原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類) 適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)	F 1.1-1	記載の適正化(1) 6)
1.2-1 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は 事故に応じる災害防止の措置に関する説明	F 1.2-2-1	1.2-2 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は 事故に応じる災害防止の措置に関する説明	F 1.2-2-1	記載の適正化(1) 6)
1.1-3 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	F 1.1-4	(事業所全体へ移行)		
〔ヴァラン実験施設〕				
2. 使用の目的及び方法	U 2-1	2. 使用の目的及び方法	U 2-1	
2-1 使用の目的	U 2-1	2-1 使用の目的	U 2-1	
2-2 使用の方法	U 2-1	2-2 使用の方法	U 2-1	
3. 核燃料物質の種類	U 3-1	3. 核燃料物質の種類	U 3-1	
5. 予定期間及び年間予定期間	U 5-1	5. 予定期間及び年間予定期間	U 5-1	
6. 使用済燃料の処分の方法	U 6-1	6. 使用済燃料の処分の方法	U 6-1	
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	U 7-1	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	U 7-1	
7-1 使用施設の位置	U 7-1	7-1 使用施設の位置	U 7-1	
7-2 使用施設の構造	U 7-1	7-2 使用施設の構造	U 7-1	
7-3 使用施設の設備	U 7-2	7-3 使用施設の設備	U 7-2	
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	U 8-1	8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	U 8-1	
8-1 貯蔵施設の位置	U 8-1	8-1 貯蔵施設の位置	U 8-1	
8-2 貯蔵施設の構造	U 8-1	8-2 貯蔵施設の構造	U 8-1	
8-3 貯蔵施設の設備	U 8-1	8-3 貯蔵施設の設備	U 8-1	
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 廃棄施設の位置、構造及び設備	U 9-1	9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 廃棄施設の位置、構造及び設備	U 9-1	
9-1 気体廃棄施設	U 9-1	9-1 气体廃棄施設	U 9-1	
9-1-1 气体廃棄施設の位置	U 9-1	9-1-1 气体廃棄施設の位置	U 9-1	
9-1-2 气体廃棄施設の構造	U 9-1	9-1-2 气体廃棄施設の構造	U 9-1	
9-1-3 气体廃棄施設の設備	U 9-1	9-1-3 气体廃棄施設の設備	U 9-1	
9-2 液体廃棄施設	U 9-3	9-2 液体廃棄施設	U 9-3	
9-2-1 液体廃棄施設の位置	U 9-2	9-2-1 液体廃棄施設の位置	U 9-2	
9-2-2 液体廃棄施設の構造	U 9-2	9-2-2 液体廃棄施設の構造	U 9-2	
9-2-3 液体廃棄施設の設備	U 9-2	9-2-3 液体廃棄施設の設備	U 9-2	
9-3 固体廃棄施設	U 9-3	9-3 固体廃棄施設	U 9-3	
9-3-1 固体廃棄施設の位置	U 9-3	9-3-1 固体廃棄施設の位置	U 9-3	
9-3-2 固体廃棄施設の構造	U 9-3	9-3-2 固体廃棄施設の構造	U 9-3	
9-3-3 固体廃棄施設の設備	U 9-3	9-3-3 固体廃棄施設の設備	U 9-3	
1.1. 附じ込めた機能、運転その他の事項に関する説明書 貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備				
記載の適正化(1) 6)				

変更前		変更後		理由
<b>〔燃料実験施設〕</b>				
2. 使用の目的及び方法	A 2-1	2. 使用の目的及び方法	A 2-1	A 2-1
2-1 使用の目的	A 2-1	2-1 使用の目的	A 2-1	A 2-1
2-2 使用の方法	A 2-2	2-2 使用の方法	A 2-2	A 2-2
3. 核燃料物質の種類	A 3-1	3. 核燃料物質の種類	A 3-1	A 3-1
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	A 5-1	5. 予定使用期間及び年間予定使用量	A 5-1	A 5-1
6. 使用済燃料の処分の方法	A 6-1	6. 使用済燃料の処分の方法	A 6-1	A 6-1
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	A 7-1	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	A 7-1	A 7-1
使用施設の位置	A 7-1	使用施設の位置	A 7-1	A 7-1
使用施設の構造	A 7-2	使用施設の構造	A 7-2	A 7-2
使用施設の設備	A 7-3	使用施設の設備	A 7-3	A 7-3
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	A 8-1	8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	A 8-1	A 8-1
貯蔵施設の位置	A 8-1	貯蔵施設の位置	A 8-1	A 8-1
貯蔵施設の構造	A 8-2	貯蔵施設の構造	A 8-2	A 8-2
貯蔵施設の設備	A 8-3	貯蔵施設の設備	A 8-3	A 8-3
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 廃棄施設の位置、構造及び設備	A 9-1	9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 廃棄施設の位置、構造及び設備	A 9-1	A 9-1
9-1 気体廃棄施設	A 9-1	9-1 气体廃棄施設	A 9-1	A 9-1
9-1-1 气体廃棄施設の位置	A 9-1	9-1-1 气体廃棄施設の位置	A 9-1	A 9-1
9-1-2 气体廃棄施設の構造	A 9-1	9-1-2 气体廃棄施設の構造	A 9-1	A 9-1
9-1-3 气体廃棄施設の設備	A 9-1	9-1-3 气体廃棄施設の設備	A 9-1	A 9-1
9-2 液体廃棄施設	A 9-2	9-2 液体廃棄施設	A 9-2	A 9-2
9-2-1 液体廃棄施設の位置	A 9-2	9-2-1 液体廃棄施設の位置	A 9-2	A 9-2
9-2-2 液体廃棄施設の構造	A 9-2	9-2-2 液体廃棄施設の構造	A 9-2	A 9-2
9-2-3 液体廃棄施設の設備	A 9-2	9-2-3 液体廃棄施設の設備	A 9-2	A 9-2
9-3 固体廃棄施設	A 9-3	9-3 固体廃棄施設	A 9-3	A 9-3
9-3-1 固体廃棄施設の位置	A 9-3	9-3-1 固体廃棄施設の位置	A 9-3	A 9-3
9-3-2 固体廃棄施設の構造	A 9-3	9-3-2 固体廃棄施設の構造	A 9-3	A 9-3
9-3-3 固体廃棄施設の設備	A 9-3	9-3-3 固体廃棄施設の設備	A 9-3	A 9-3
10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備	A 10-1	11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備	A 11-1	記載の適正化(1) 6)
1.1.添付書類（原子炉等規制法施行令第3.8条第2項に定める書類）				
1.1-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事前に開するも のを除く）		1.1-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事前に開するも のを除く）	A 1.1-1	(削除)
1.1-3.核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書		1.1-3.核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	A 1.1-6.4	(事業所全体へ移行)
(添付書類)		(添付書類)		
添付-1. 質審対策書		添付-1. 質審対策書		(削除)
添付-2. 安全対策書		添付-2. 安全対策書		(削除)

変更前		変更後		理由
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ニューケリア・デベロップメント株式会社		
住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2 電話番号 029-282-9111 (代表)	住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2 電話番号 029-282-9111 (代表)	記載事項の見直し(1) 1)
法人にあっては、 その代表者の氏名	取締役社長 山内純一	法人にあっては、 その代表者の氏名	取締役社長 山内純一	記載事項の見直し(1) 1)
工場又は 事業所	名称 ニューケリア・デベロップメント株式会社 所在地 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2 電話番号 029-282-9111 (代表)	工場又は 事業所	名称 ニューケリア・デベロップメント株式会社 所在地 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2 電話番号 029-282-9111 (代表)	記載事項の見直し(1) 1)
所在地	ニューケリア・デベロップメント株式会社 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2	所在地	ニューケリア・デベロップメント株式会社 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2番地1 2	記載の適正化(1) 6)
事務上 の連絡先	所属名 (安全管理室) 電話番号 (029-282-1001) FAX番号 (029-282-1624) メールアドレス [REDACTED]	連絡員 の連絡先	所属名 (安全管理部) 電話番号 (029-282-1001) FAX番号 (029-282-1624) メールアドレス [REDACTED]	記載事項の見直し(1) 1)
連絡員 の連絡先	所属名 (安全管理室) 電話番号 (029-282-1001) FAX番号 (029-282-1624) メールアドレス [REDACTED]	連絡員 の連絡先	所属名 (安全管理部) 電話番号 (029-282-1001) FAX番号 (029-282-1624) メールアドレス [REDACTED]	記載事項の見直し(1) 1)

□で困った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

4. 使用の場所(省略)		変更前				変更後				理由	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (事業所全体)											
核燃料物質の種類		予定使用期間		年間予定使用量		核燃料物質の種類		予定使用期間		年間予定使用量	
最大存在量		延べ貯存量		最大存在量		最大存在量		年間予定使用量		延べ貯存量	
劣化ウラン	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	劣化ウラン	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U	1 7 0 5 , 2 k g - U
天然ウラン	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	天然ウラン	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U	2 2 0 1 k g - U
濃縮ウラン(濃縮度5%未満、再生濃縮ウラン及び再処理回収ウランを含む)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度5%未満、再生濃縮ウラン及び再処理回収ウランを含む)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)	1 0 k g - U (5 0 0 g - 235 U)
濃縮ウラン(濃縮度5%以上10%未満)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度5%以上10%未満)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)	4 k g - U (4 0 0 g - 235 U)
濃縮ウラン(濃縮度1.0%以上2.0%未満)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度1.0%以上2.0%未満)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)	0 , 4 k g - U (8 0 g - 235 U)
濃縮ウラン(濃縮度5%以上20%未満)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度5%以上20%未満)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)	3 k g - U (6 0 0 g - 235 U)
濃縮ウラン(濃縮度2.0%未満)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度2.0%未満)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)	3 , 5 k g - U (7 0 0 g - 235 U)
濃縮ウラン(濃縮度□%)以上(密封)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	濃縮ウラン(濃縮度□%)以上(密封)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)	3 g - U (3 g - 235 U)
ブルトニウム(非密封)ヴァラン-233	0 , 1 g - P u 自 平成26年4月1日 至 廃止措置を終了するま での期間	0 , 1 g - P u 0 , 1 g - P u 0 , 1 g - 233 U	0 , 1 g - P u 0 , 1 g - P u 0 , 1 g - 233 U	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	ブルトニウム(非密封)ヴァラン-233	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)	0 , 1 g - U • P u (6 , 0 × 1 0 8 B q)
使用済燃料(初期濃縮度2.0%未満、核分裂性ブルトニウム富化度2.1%以下)	<u>4 0 0 0 0 k g - U (4 , 4 × 1 0 17 B q)</u>	<u>4 0 0 0 0 k g - U (4 , 4 × 1 0 17 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	使用済燃料(初期濃縮度5%未満)(初め濃縮度5%以上1.0%未満)(1.F燃料デブリを含む)	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>
使用済燃料(初期濃縮度5%未満)(3.7TBq以上)	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>3 k g - U (3 , 3 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	使用済燃料(初期濃縮度5%以上2.0%未満)(3.7TBq以上)	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>
使用済燃料(初期濃縮度5%以上1.0%未満)(3.7TBq以上)	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 g - U (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	使用済燃料(初期濃縮度1.0%以上2.0%未満)(3.7TBq以上)	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>
使用済燃料(初期濃縮度1.0%以上2.0%未満)(3.7TBq以上)	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>0 , 5 k g - T h (2 , 5 × 1 0 14 B q)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	トリウム	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>	<u>1 0 g - U (1 0 g - 235 U)</u>

\* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるも $\sigma_{\text{D}}$ 。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(記載なし)</p> <p><u>1.0. 塗用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u>  <u>塗用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項については、2020年6月1  5日付けNDC社電2.0-1.8.4号「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出に示  すところ」。</u></p>		<p>品質管理に必要な体制の整備に関する事項(1)  3)</p>

## 【事業所全体】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
(燃料ホットラボが施設1 1-3、「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」より (燃料実験施設1 2-3、「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」も同様))  1.1-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	(燃料ホットラボが施設1 2-3、「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」より移行 (燃料実験施設1 2-3、「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」も同様))  1.2-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書	事業所全体会における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として 物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として 能力に關する説明書として 追加(1) 4)
1. 説明 当社は、平成2年4月三重重工業株式会社技術本部高砂研究所東海試験場及び三重原子力 工業株式会社東海研究所が独立・合併して発足した。 当社の前身である三重重工業株式会社技術本部高砂研究所東海試験場は、昭和47年4月 に開設されて以来20余年に渡り、核燃料材料等の試験をする材料ホットラボ試験、放射 性ヨウ素を取り扱う活性炭フィルタ試験、核燃料物質を使用した機器用透心分離機試験及び レーザー法ウラン濃縮装置構成機器試験、原燃料料等の試験をする燃料ホットラボ試験等の 経験と実績を有している。  一方、三重原子力工業株式会社東海研究所は、昭和61年12月に同社大宮研究所から分 離し東海研究所として発足したが、大宮研究所においては開設以来20数年に渡り金属ウラン 燃料の加工技術、二酸化ウラン粉末を用いた各種の基礎研究並びに研究用及び発電用原子炉 の燃料製造研究に携わり、その後東海研究所開設後は酸化ウラン焼結体の製作及びその特性 評価試験並びに照射試験供試用燃料棒の製作等、初期の製造研究の段階から現在の加工技術 に至るまで幅広い経験と実績を有している。なお、大宮研究所については、平成10年4月 に当社に業務移管の後、平成13年5月に東海村に移転、集約した。  核燃料物質の取り扱いの経験をもつ技術者については、10年以上の経験21名、5年 以上10年未満の経験4名、5年未満の経験9名在籍する。	1. 説明 当社は、平成2年4月三重重工業株式会社技術本部高砂研究所東海試験場及び三重原子力 工業株式会社東海研究所が独立・合併して発足した。 当社の前身である三重重工業株式会社技術本部高砂研究所東海試験場は、昭和47年4月 に開設されて以来20余年に渡り、原燃料材料等の試験をする材料ホットラボ試験、放射 性ヨウ素を取り扱う活性炭フィルタ試験、核燃料物質を使用した機器用透心分離機試験及び レーザー法ウラン濃縮装置構成機器試験、原燃料料等の試験をする燃料ホットラボが試験等の 経験と実績を有している。  一方、三重原子力工業株式会社東海研究所は、昭和61年12月に同社大宮研究所から分 離し東海研究所として発足したが、大宮研究所においては開設以来20数年に渡り金属ウラン 燃料の加工技術、二酸化ウラン粉末を用いた各種の基礎研究並びに研究用及び発電用原子炉 の燃料製造研究に携わり、その後東海研究所開設後は酸化ウラン焼結体の製作及びその特性 評価試験並びに照射試験供試用燃料棒の製作等、初期の製造研究の段階から現在の加工技術 に至るまで幅広い経験と実績を有している。なお、大宮研究所については、平成10年4月 に当社に業務移管の後、平成13年5月に東海村に移転、集約した。  核燃料物質の取り扱いの経験をもつ技術者については、10年以上の経験21名、5年 以上10年未満の経験4名、5年未満の経験9名在籍する。	事業所全体会における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として 物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として 能力に關する説明書として 追加(1) 4)

		<p>2. 当社の組織</p> <p>核燃料物質の使用に関する安全管理組織は社長を最高責任者とし、安全管理室、試験部、燃料・炉心研究部、環境技術研究部及び管理部から成り、安全管理室が全般を取り扱める。なお、核物質取扱いに関する保安部、環境技術研究部及び管理部から成る。放射線安全管理部に開示する事項を審議するため核燃料取扱主務者を置く。また、放射線安全管理部及び管理部から成る。放射線安全管理委員会を設け、定期的に開催することも有る。社長の諮問、委員会からの提案等があつたとき等必要な場合には随時実施する。燃料ホットラボが施設における保安品質マネジメントに係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を置くとともに、ラン実験施設における保安品質管理者を置く。</p> <p>組織図</p> <p>組織図は添付書類1-2-4へ移行</p> <p>(組織図は添付書類1-2-4へ移行)</p>	事業所全体における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として追加(1)4記載の適正化(1)6
		<p>2. 当社の組織</p> <p>核燃料物質の使用に関する安全管理組織は社長を最高責任者とし、安全管理室、試験部、燃料・炉心研究部、環境技術研究部及び管理部から成り、安全管理室が全般を取り扱める。また、放射線安全管理部に開示する事項を審議するため核燃料取扱主務者を置く。また、放射線安全管理部及び管理部から成る。放射線安全管理委員会を設け、定期的に開催することも有る。社長の諮問、委員会からの提案等があつたとき等必要な場合には随時実施する。燃料ホットラボが施設における保安品質マネジメントに係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を置くとともに、ラン実験施設における保安品質管理者を置く。</p> <p>組織図</p> <p>組織図は添付書類1-2-4へ移行</p> <p>(組織図は添付書類1-2-4へ移行)</p>	記載の適正化(1)6

## 【事業所全体】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(放射線安全委員会) (1) 構成 委員長 安全管理室長 委員 桃燃料取扱主務者及び試験部長、ホット試験室長その他、社長が指名する者 (2) 開催 委員長が召集し、原則として3ヶ月に1回以上開催 (3) 付議事項 ① 保安規定の制定及び改廃に関する事項 ② 桃燃料物質等の使用等、使用施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び改廃に関する事項 ③ 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 ④ その他使用施設の保安に係る重要な事項 (保安品質保証委員会) (1) 構成 委員長 社長 副委員長 保安品質保証責任者 委員 桃燃料取扱主務者、所管部門長、推進担当者、ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長、管理課長、品質保証室長、保安品質保証担当者 (2) 開催 委員長が召集し、年1回以上開催 (3) 機能 ① 保安品質保証活動の実施計画及び実施状況に係る事項 ② 内部保安品質保証監査結果に係る事項 ③ 国による保安検査及び運転管理の結果に係る事項 ④ 社外からの保安業務に関する要望・苦情等に係る事項 ⑤ 放射線安全委員会の活動状況に係る事項 ⑥ 保安品質保証活動の有効性と改善に係る事項 ⑦ 保安業務における不適切の未然防止措置、不適合の措置、是正措置対策及びその実効性に係る事項 ⑧ 前回の審議結果のフォローアップに係る事項 ⑨ その他保安品質保証関連規則・標準類の制定・改廃の要否に係る事項	(放射線安全委員会) (1) 構成 委員長 安全管理部長 委員 桃燃料取扱主務者及び所管部門長、推進担当者の他、社長が指名する者 (2) 開催 委員長が召集し、原則として3ヶ月に1回以上開催 (3) 付議事項 ① 保安規定の制定及び改廃に関する事項 ② 桃燃料物質等の使用等、使用施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び改廃に関する事項 ③ 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 ④ その他使用施設の保安に係る重要な事項 (保安品質保証委員会) (1) 構成 委員長 社長 副委員長 保安品質保証責任者 委員 桃燃料取扱主務者、所管部門長、推進担当者、ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長、管理課長、品質保証室長、保安品質保証担当者 (2) 開催 委員長が召集し、年1回以上開催 (3) 機能 ① 保安品質保証活動の実施計画及び実施状況に係る事項 ② 内部保安品質保証監査結果に係る事項 ③ 国による原子力規制検査の結果に係る事項 ④ 社外からの保安業務に関する要望・苦情等に係る事項 ⑤ 放射線安全委員会の活動状況に係る事項 ⑥ 保安品質保証活動の実効性と改善に係る事項 ⑦ 保安業務における不適切の未然防止措置、不適合の措置、是正措置対策及びその実効性に係る事項 ⑧ 前回の審議結果のフォローアップに係る事項 ⑨ その他保安品質保証関連規則・標準類の制定・改廃の要否に係る事項	事業所全体における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として追加(1) 6 記載の適正化(1) 6		
				F 1.1 - 6 1.2 - 3 - 3

## 【事業所全体】

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由	
3. 資格者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料取扱主任者 1名</li> <li>・第1種放射線取扱主任者 10名</li> <li>・第2種放射線取扱主任者 5名</li> <li>・技術士（原子力・放射線部門） 1名</li> <li>・第1種作業職観測定士（放射性物質） 2名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料取扱主任者 1名</li> <li>・第1種放射線取扱主任者 13名</li> <li>・第2種放射線取扱主任者 5名</li> <li>・技術士（原子力・放射線部門） 1名</li> <li>・第1種作業職観測定士（放射性物質） 2名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料取扱主任者</li> <li>・第1種放射線取扱主任者</li> <li>・第2種放射線取扱主任者</li> <li>・技術士（原子力・放射線部門）</li> <li>・第1種作業職観測定士（放射性物質）</li> </ul>	事業所全体会における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として追加(1) 4)記載の適正化(1) 6)	
4. 保安教育・訓練	<p>保安教育・訓練</p> <p>技術的能力の維持・向上を目的に、社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。保安教育・訓練の詳細については別途保安規定において定める以下の項目について実施する。</p> <p>1. 保安教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育</li> <li>① 保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請</li> <li>② 使用施設等の構造、性能及び操作</li> <li>・安全管理に関する基本的事項</li> <li>・施設及び設備に係る事項（付帯施設及び放射線管理設備を除く）</li> <li>・付帯設備に係る事項</li> </ol> <p>③ 放射線管理設備に係る事項</p> <p>④ 放射線管理</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>(2) 放射線業務従事者の指定教育（新たに使用施設等に係る業務に從事する従事者対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射線の人体に与える影響</li> <li>② 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い</li> <li>③ 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法規</li> <li>④ 核燃料物質使用施設等保安規定</li> <li>⑤ 緊急作業要員の教育</li> <li>⑥ 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）</li> <li>⑦ 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>⑧ 放射線の人体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</li> <li>⑨ 関係法規</li> </ol> <p>2. 保安訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合訓練（非常時の措置についての総合的な訓練）</li> <li>(2) 避難、消火訓練</li> <li>(3) 緊急作業要員の訓練（緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い）</li> </ol>	<p>保安教育・訓練</p> <p>技術的能力の維持・向上を目的に作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。保安教育・訓練の詳細については別途保安規定において定める以下の項目について実施する。</p> <p>1. 保安教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育</li> <li>① 保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請</li> <li>② 使用施設等の構造、性能及び操作</li> <li>・安全管理に関する基本的事項</li> <li>・施設及び設備に係る事項（付帯施設及び放射線管理設備を除く）</li> <li>・付帯設備に係る事項</li> </ol> <p>③ 放射線管理設備に係る事項</p> <p>④ 放射線管理</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>(2) 放射線業務従事者の指定教育（新たに使用施設等に係る業務に從事する従事者対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射線の人体に与える影響</li> <li>② 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い</li> <li>③ 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法規</li> <li>④ 核燃料物質使用施設等保安規定</li> <li>⑤ 緊急作業要員の教育</li> <li>⑥ 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）</li> <li>⑦ 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>⑧ 放射線の人体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</li> <li>⑨ 関係法規</li> </ol> <p>2. 保安訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合訓練（非常時の措置についての総合的な訓練）</li> <li>(2) 避難、消火訓練</li> <li>(3) 緊急作業要員の訓練（緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い）</li> </ol>	<p>事業所全体会における核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書として追加(1) 4)記載の適正化(1) 6)</p> <p>技術的能力の維持・向上を目的に作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。保安教育・訓練の詳細については別途保安規定において定める以下の項目について実施する。</p> <p>1. 保安教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育</li> <li>① 保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請</li> <li>② 使用施設等の構造、性能及び操作</li> <li>・安全管理に関する基本的事項</li> <li>・施設及び設備に係る事項（付帯施設及び放射線管理設備を除く）</li> <li>・付帯設備に係る事項</li> </ol> <p>③ 放射線管理設備に係る事項</p> <p>④ 放射線管理</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>(2) 放射線業務従事者の指定教育（新たに使用施設等に係る業務に從事する従事者対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射線の人体に与える影響</li> <li>② 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い</li> <li>③ 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法規</li> <li>④ 核燃料物質使用施設等保安規定</li> <li>⑤ 緊急作業要員の教育</li> <li>⑥ 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む）</li> <li>⑦ 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>⑧ 放射線の人体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</li> <li>⑨ 関係法規</li> </ol> <p>2. 保安訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合訓練（非常時の措置についての総合的な訓練）</li> <li>(2) 避難、消火訓練</li> <li>(3) 緊急作業要員の訓練（緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い）</li> </ol>	F 1.1 - 7	1.2 - 3 - 4

変更前	変更後	理由
(記載なし)	<p>1.2-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 保安活動における品質管理に必要な体制 ニューヨーク・デベロップメント株式会社（以下「当社」という。）の核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）における保安組織を図1に示す。 当社の使用施設等における保安活動について、燃料ホットラボ施設核燃料物質使用施設等保安規定（以下「保安規定」という）、ランチ美濃施設安全維持規定及び燃料実験施設安全維持規定（以下「維持規定」という。）に基づく各職位は、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るために保安活動に係る品質マネジメント体制を構築し、継続的に維持・改善を図る。</p> <p>2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (1)品質マネジメント活動の確立と実施 当社では、使用施設等の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するよう、策定した保安規定に定める保安品質マネジメント計画並びに「保安品質保証計画書」に基づき、使用施設等の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を育成及び維持するための活動を含む。）を確立し、実施し、文書化し、維持するとともに、その有効性について継続的に改善する。</p> <p>(2)品質マネジメント体制及び役割分担 当社では、保安規定に基づく保安に係る組織及び維持規定に基づく安全維持組織に従い、社長をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のよう品質マネジメント活動を実施する。 社長は、使用施設等に係る保安上の業務を統括する。 保安品質保証委員会は、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメント活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。 放射線安全管理委員会は、社長の督管を受け、保安規定の制定及び変更、核燃料物質等の使用、保管及び運搬、使用施設等の運行保守管理、放射性廃棄物の管理及び射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更、保安教育計画及び保安訓練計画に係る事項の他、使用施設等の保安に係る重要な事項について審議する。 保安品質保証責任者は、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメントに係る業務を統括し、品質保証室で構成する事務局は、保安品質保証責任者を補佐し、保安品質保証活動推進に係る各部門との調整・連絡等を行う。 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、保安上必要な場合において、社長に対する意見の具申、各職位に対する助言、及び核燃料物質等の取扱いに從事する者に対する指示等を行う。</p>	事業所全体会における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書（追加(1)5）

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
(記載なし)	<p>内部保安品質保証監査組織は、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメント活動について定期的に監査を実施する。</p> <p>社内保安品質管理者は、ウラン実験施設及び燃料実験施設における保安品質管理活動に係る業務を統括し、品質保証室で構成する事務局は、社内保安品質管理者を補佐し、社内保安品質管理活動推進に係る各部門との調整・連絡等を行う。</p> <p>社内保安品質監査組織は、燃料実験施設及びウラン実験施設における保安品質管理及び作業の安全管理が適正に実施されていることを確認するため、定期的に社内保安監査を実施する。</p> <p>試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、燃料ホットラボ施設及びウラン実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行うとともに、化学試験室長を指揮監督して、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>ホット試験室長は、燃料ホットラボ施設及びウラン実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務、設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関する業務及び管理区域の作業管理に関する業務を行う。</p> <p>化学試験室長は、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務、設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関する業務及び管理区域の作業管理に関する業務を行なう。</p> <p>管理課長は、管理課長を指揮監督して、使用施設等における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>管理課長は、周辺監視区域の維持及び立て制限に関する業務、特殊健康診断に関する業務、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等涉外に関する業務、通報連絡設備、消防設備並びに火災警報設備の保守に関する業務及び使用施設等の保安に係る調達業務に関する業務を行う。</p> <p>安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、使用施設等における保安管理に係る業務の統括を行う。</p> <p>施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体警報設備及び液体警報設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>放射線管理グループ長は、使用施設等における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>研究部長は、材料技術開発室長及び原子炉化学技術開発室長を指揮監督して、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>材料技術開発室長及び原子炉化学技術開発室長は、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務を行う。</p>	事業所全体会における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として追加(1) 5)

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
(記載なし)	<pre> graph TD     A[社長] --- B[保安品質委員会]     A --- C[放射線安全委員会]     B --- D[保安品質保証責任者]     B --- E[内部保安品質保証監査組織]     D --- F[核燃料取扱主務者]     E --- G[社内保安監査組織]     G --- H[社内保安監査組織管理者]     H --- I[研究部長]     H --- J[安全管理部長]     H --- K[試験部長]     I --- L[原子炉化学技術開発室長]     I --- M[材料技術開発室長]     I --- N[放射線管理グループ長]     I --- O[施設管理グループ長]     I --- P[管理課長]     I --- Q[化学生物試験室長]     I --- R[ホット試験室長]   </pre>	事業所全体会における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として追加(1) 5)

図1 保安管理組織図

1.2-4-3

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由																			
<p>2. 使用の目的及び方法</p> <p>2-1 使用の目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の目的</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉で照射した核燃料物質及び未照射の核燃料物質並びに被覆管材等の金属学的試験等を行い、核燃料の高燃焼度、長寿命等に関する信頼性及び性能向上を図ることを目的とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用済燃料の溶解試験等の化学試験並びに使用済燃料の熱処理試験を行い、使用済燃料の再処理施設の設計データを取得することを目的とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>核分裂計数管を用いた中性子測定器で燃料集合体の中性子線量を計測する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>当面使用予定のない核燃料物質を保管管理する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>使用済燃料集合体の乾式貯蔵試験を行い、使用済燃料の長期健全性に関する知見の蓄積を図ることを目的とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>但し、上記は平和の目的に限る。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 F燃料デブリの取り扱いを行 行う(2) 1)</p>	目的番号	使用の目的	区分	1	原子炉で照射した核燃料物質及び未照射の核燃料物質並びに被覆管材等の金属学的試験等を行い、核燃料の高燃焼度、長寿命等に関する信頼性及び性能向上を図ることを目的とする。		2	使用済燃料の溶解試験等の化学試験並びに使用済燃料の熱処理試験を行い、使用済燃料の再処理施設の設計データを取得することを目的とする。		3	核分裂計数管を用いた中性子測定器で燃料集合体の中性子線量を計測する。		4	当面使用予定のない核燃料物質を保管管理する。		5	使用済燃料集合体の乾式貯蔵試験を行い、使用済燃料の長期健全性に関する知見の蓄積を図ることを目的とする。		6	但し、上記は平和の目的に限る。	
目的番号	使用の目的	区分																			
1	原子炉で照射した核燃料物質及び未照射の核燃料物質並びに被覆管材等の金属学的試験等を行い、核燃料の高燃焼度、長寿命等に関する信頼性及び性能向上を図ることを目的とする。																				
2	使用済燃料の溶解試験等の化学試験並びに使用済燃料の熱処理試験を行い、使用済燃料の再処理施設の設計データを取得することを目的とする。																				
3	核分裂計数管を用いた中性子測定器で燃料集合体の中性子線量を計測する。																				
4	当面使用予定のない核燃料物質を保管管理する。																				
5	使用済燃料集合体の乾式貯蔵試験を行い、使用済燃料の長期健全性に関する知見の蓄積を図ることを目的とする。																				
6	但し、上記は平和の目的に限る。																				

F 2-1

F 2-1

### 【燃料ホットラボ施設】

下線は変更した部分を示す。

新目對照書譜用許可申請物質核燃料

変更前	変更後	理由
2-2 使用の方法 (続き)	2-2 使用の方法 (続き)	<p>1 F燃料デブリの取扱いを行う(2)1</p> <p>6 本施設に1 F燃料デブリを受け入れ、各種の検査を行ふ。安全対策として、1 F燃料デブリは初期濃縮度5%未満の使用済み燃料と同等であり、取扱量も既許可の範囲内であるため、現状設備と同等の運用で行う。 N.o. 1セルでは1 F燃料デブリは、繰り返しサンプリングによる半減期検査を行う。 N.o. 2セルでは1 F燃料デブリの切断および洗浄を行う。 N.o. 3セルでは1 F燃料デブリの外観観察を行ふ。 N.o. 4セルでは1 F燃料デブリの研磨や溶解を行ふ。また、N.o. 4セルの背面壁より1 F燃料デブリの抽出を行ふ。 N.o. 5セルでは1 F燃料デブリの金相試験、裏さ測定を行う。 N.o. 5セルでは電子顕微鏡へ送付するための前処理等を行う。 機器分析室では電子顕微鏡での結晶構造の観察及び元素測定を行う。 第三機器分析室ではX線回折装置を用いた結晶構造の同定、分析 SEMによる試料表面の粒度分析及ぶ元素分析を行ふ。 1 F燃料デブリを燃料ボットラボが施設と燃料実験施設間で移動する際には、密閉容器に収納し、1 F燃料デブリの搬出を行ふ。 1 F燃料デブリの取扱いフローを図2-4に示す。</p>

変更前					変更後			理由
3. 核燃料物質の種類		主な化合物の名称		性状(物理的形態)	核燃料物質の種類		主な化合物の名称	性状(物理的形態)
劣化ウラン	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	劣化ウラン	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
天然ウラン	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	天然ウラン	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	金剛ウラン	$\text{U}$	固体	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	金属ウラン	$\text{U}$	固体	
濃縮ウラン (濃縮度5%以上) (密封)	フィッシュョンチエンノバード	$\text{UO}_2$	固体	濃縮ウラン (濃縮度5%以上) (密封)	フィッシュョンチエンノバード	$\text{UO}_2$	固体	
ブルトニウム (非密封)	硝酸ブルトニウム	$\text{Pu}(\text{NO}_3)_2$	液体	ブルトニウム (非密封)	硝酸ブルトニウム (非密封)	$\text{Pu}(\text{NO}_3)_2$	液体	
ウラン-233	硝酸ウラン	$\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$	液体	ウラン-233	硝酸ウラン	$\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$	液体	
使用済燃料 (初期濃縮度5%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	使用済燃料 (初期濃縮度5%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
使用済燃料 (初期濃縮度5%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	使用済燃料 (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
使用済燃料 (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	使用済燃料 (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	
使用済燃料 (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$\text{UO}_2, \text{U}_3\text{O}_8$	固体, 粉体, 液体	使用済燃料 (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7TBq以上)	照射後燃料	$(\text{U}, \text{Zr}, \text{Fe})\text{O}_2$	固体, 粉体, 液体	
				1.F燃料デブリ	1.F燃料デブリ			
				1.F燃料デブリ (初期濃縮度5%未満)	1.F燃料デブリ (初期濃縮度5%未満)			

1.F燃料デブリの取扱いを行う(2) 1)

## 【燃料ホットラボ施設】

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由	
5. 預定使用期間及び年間予定使用量 (燃料ホットラボ施設)					
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量	予定使用期間	年間予定使用量	予定使用期間
劣化ウラン	5 k g-U	5 k g-U	5 k g-U	5 k g-U	5 k g-U
天然ウラン	1 k g-U	1 k g-U	1 k g-U	1 k g-U	1 k g-U
濃縮ウラン (濃縮度 5% 未満)	3 k g-U (1.50 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (1.50 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (1.50 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (1.50 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (1.50 g- <sup>235</sup> U)
濃縮ウラン (濃縮度 5% 以上 2.0%未満)	3 k g-U (6.00 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (6.00 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (6.00 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (6.00 g- <sup>235</sup> U)	3 k g-U (6.00 g- <sup>235</sup> U)
濃縮ウラン (濃縮度 □ %以上) (密封)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)
ブルトニウム (非密封)	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu
ウラン-233	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U
までの期間	自 正平26年4月1日 至 233	自 許可日 至 廃止措置を終了するま での期間	自 許可日 至 廃止措置を終了するま での期間	自 訸可日 至 廃止措置を終了するま での期間	自 許可日 至 廃止措置を終了するま での期間
使用燃料* (初期濃縮度 5%未満)	4 000 k g-U (4. 4×10 <sup>17</sup> Bq)	4 000 k g-U (4. 4×10 <sup>17</sup> Bq)	3999.99 k g-U (4. 4×10 <sup>17</sup> Bq)	3999.99 k g-U (4. 4×10 <sup>17</sup> Bq)	3999.99 k g-U (4. 4×10 <sup>17</sup> Bq)
使用燃料* (初期濃縮度 5%未満)	3 k g-U (3. 3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 k g-U (3. 3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 k g-U (3. 3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 k g-U (3. 3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 k g-U (3. 3×10 <sup>14</sup> Bq)
使用燃料* (初期濃縮度 5%以上 1.0%未満)	1 g-U (2. 5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2. 5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2. 5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2. 5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2. 5×10 <sup>11</sup> Bq)
使用燃料* (初期濃縮度 1.0%以上 2.0%未満)					
(3. 7 T Bq 以上)					

\* 表面から 1 メートルの距離における空気吸収線量率 (照射直後) が 1 グレイ 每時を超えるも  $\sigma$ 。

1 F 燃料デブリの取扱いを行なう (2) 1)  
 記載の適正化 (2) 4)

1 F 燃料デブリの取扱いを行なう (2) 1)

1 F 燃料デブリの取扱いを行なう (2) 1)

\* 表面から 1 メートルの距離における空気吸収線量率 (照射直後) が 1 グレイ 每時を超えるも  $\sigma$ 。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由				
<p>6. 使用済み燃料の処分の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>使用済燃料の 処分の方法</td><td>原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。</td></tr> </table>	使用済燃料の 処分の方法	原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。	<p>6. 使用済み燃料の処分の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>使用済燃料の 処分の方法</td><td>原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。</td></tr> </table>	使用済燃料の 処分の方法	原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。	F 6 - 1
使用済燃料の 処分の方法	原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。					
使用済燃料の 処分の方法	原子力発電所、再処理施設、使用施設及びその他の試験炉等から搬入された燃料棒等は、試験後、プール水中の燃料貯蔵ラック又は試験後試片保管ラックに一時保管した後、輸送用キャスクに収納し、依頼元の所有者の原子力発電所等に返送するか、又は再処理施設へ移送する。分析に際しては、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供していい。F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。					

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後																	
7. 使用施設の位置、構造及び設備		7. 使用施設の位置、構造及び設備																	
7-1 使用施設の位置 (省略)		7-1 使用施設の位置 (変更なし)																	
7-2 使用施設の構造 (省略)		7-2 使用施設の構造 (変更なし)																	
7-3 使用施設の設備	7-3 使用施設の設備	7-3 使用施設の設備	7-3 使用施設の設備																
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (省略)</p>		<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p>																	
<p>7-3 使用施設の設備</p>		<p>7-3 使用施設の設備</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	プール	1基	1基	使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。 プール内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 8) を行なう。 プールの水深は 1. 2 ~ 5m 以上とする。 プールの浄化を行うためにプール水净化装置を設置する。 プール内設備配置図を図7-5-1～図7-5-4に示す。 プール水净化系系統図を図7-6に示す。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	プール	1基	1基	使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。 プール内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 8) を行なう。 プールの水深は 1. 2 ~ 5m 以上とする。 プールの浄化を行うためにプール水净化装置を設置する。 プール内設備配置図を図7-5-1～図7-5-4に示す。 プール水净化系系統図を図7-6に示す。
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
プール	1基	1基	使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。																
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
プール	1基	1基	使用済燃料、試験後試験片、放射性廃棄物の貯藏及び燃料集合体の解体、復元、N o. 1 セルへの核燃料物質等の移送を行うために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 炎管の防止上重要な施設として、プールの水位を常時維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。 プール内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 8) を行なう。 プールの水深は 1. 2 ~ 5m 以上とする。 プールの浄化を行うためにプール水净化装置を設置する。 プール内設備配置図を図7-5-1～図7-5-4に示す。 プール水净化系系統図を図7-6に示す。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリッジクレーン</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	ブリッジクレーン	1基	1基	プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリッジクレーン</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	ブリッジクレーン	1基	1基	プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
ブリッジクレーン	1基	1基	プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。																
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
ブリッジクレーン	1基	1基	プール内での核燃料物質の移送を行うために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体の貯蔵はいかなるときも集合体 1 体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。 過負荷検知インジケーター及び過度巻き上げ防止を行なう。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体解体復元装置</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	集合体解体復元装置	1台	1台	プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体解体復元装置</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	集合体解体復元装置	1台	1台	プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
集合体解体復元装置	1台	1台	プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。																
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
集合体解体復元装置	1台	1台	プール内での燃料集合体の解体及び復元のために用いる。 設置場所：プール 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料集合体と燃料棒の同時に取扱は行わない。 燃料棒試片を入れた 1. 0 A 缶の貯蔵はいかなるときも 1. 0 A 缶 1缶以下とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローディング装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>プール内と N o. 1 セル間の核燃料物質等の移送を行うため に用いる。 設置場所：プール内 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料棒は、非水密式の輸送容器 (A タイプ) 又は水密式の輸送容器 (B タイプ) に入れて搬送する。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	ローディング装置	1基	1基	プール内と N o. 1 セル間の核燃料物質等の移送を行うため に用いる。 設置場所：プール内 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料棒は、非水密式の輸送容器 (A タイプ) 又は水密式の輸送容器 (B タイプ) に入れて搬送する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N o. 1 セル</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>プールとのカナル連結部を設け、試験用の核燃料物質等の輸入、搬出を行なうために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	個数	仕様	N o. 1 セル	1基	1基	プールとのカナル連結部を設け、試験用の核燃料物質等の輸入、搬出を行なうために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
ローディング装置	1基	1基	プール内と N o. 1 セル間の核燃料物質等の移送を行うため に用いる。 設置場所：プール内 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 燃料棒は、非水密式の輸送容器 (A タイプ) 又は水密式の輸送容器 (B タイプ) に入れて搬送する。																
使用設備の名称	個数	個数	仕様																
N o. 1 セル	1基	1基	プールとのカナル連結部を設け、試験用の核燃料物質等の輸入、搬出を行なうために用いる。 設置場所：サービスエリア 取扱量：核燃料物質 <span style="background-color: black; color: white;">██████████</span> 以下 (ただし、臨界防止対策のために表7-1の規制制限を行なう。) 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力 × 1. 5) を行なう。																

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前		変更後		理由
(続き1)				
No. 1 セル(継き)	<p>使用設備の名称 N o. 1 セル(継き)</p> <p>個数 1基</p> <p>仕様 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.8)を行う。</p> <p>N o. 1 セルの構造等</p> <p>前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ]</p> <p>セルの遮蔽層、背面層、天井ハッチ、試料出入用ポート、ブラング等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。</p> <p>セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスタースレーブマニプレータ、パワーマニフレータ、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。</p> <p>セル断面図を図7-8に示す。</p>	<p>使用設備の名称 N o. 1 セル(継き)</p> <p>個数 1基</p> <p>仕様 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.8)を行う。</p> <p>N o. 1 セルの構造等</p> <p>前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ]</p> <p>セルの遮蔽層、背面層、天井ハッチ、試料出入用ポート、ブラング等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。</p> <p>セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスタースレーブマニプレータ、パワーマニフレータ、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。</p> <p>セル断面図を図7-8に示す。</p>	<p>1 F 燃料デブリの取扱いを 行う(2) 1 記載の適正化(2) 4</p>	
No. 2 セル	<p>使用設備の名称 N o. 2 セル</p> <p>個数 1基</p> <p>仕様 主として燃料棒の切断、各種試験のための試験片作成及びセル内で発生した燃薬物の処理を遠隔操作で行うために用いる。</p> <p>設置場所 : サービスエリア</p> <p>取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下(ただし、臨界防止対策のため表7-1の技術的制限を行う。)</p> <p>災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。</p> <p>必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.5)を行う。</p> <p>また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.8)を行う。</p> <p>N o. 2 セルの構造等</p> <p>前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ]</p> <p>セルの遮蔽層、背面層、天井ハッチ、試料出入用ポート、ブラング等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。</p> <p>セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスタースレーブマニプレータ、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。</p> <p>セル断面図を図7-8に示す。</p>	<p>主として燃料棒の切断、各種試験のための試験片作成及びセル内で発生した燃薬物の処理を遠隔操作で行うために用いる。</p> <p>設置場所 : サービスエリア</p> <p>取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下(1 F 燃料デブリを含む)(ただし、臨界防止対策のために表7-1の技術的制限を行う。)</p> <p>必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.5)を行う。</p> <p>また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に對して、耐震設計(地盤力×1.8)を行う。</p> <p>N o. 2 セルの構造等</p> <p>前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ] 天井面遮蔽厚さ : [ ] 側面遮蔽厚さ : [ ]</p> <p>セルの遮蔽層、背面層、天井ハッチ、試料出入用ポート、ブラング等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。</p> <p>セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスタースレーブマニプレータ、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。</p> <p>セル断面図を図7-8に示す。</p>	<p>1 F 燃料デブリの取扱いを 行う(2) 1 記載の適正化(2) 4</p>	
No. 3 セル	<p>使用設備の名称 N o. 3 セル</p> <p>個数 1基</p> <p>仕様 主として燃料被覆管の機械的特性試験を遠隔操作で行うため用いる。</p> <p>設置場所 : サービスエリア</p> <p>取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下(1 F 燃料デブリを含む)臨界防止対策のために表7-1の技術的制限を行う。</p> <p>災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。</p>	<p>主として燃料被覆管の機械的特性試験を遠隔操作で行うため用いる。</p> <p>設置場所 : サービスエリア</p> <p>取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下(1 F 燃料デブリを含む)臨界防止対策のために表7-1の技術的制限を行う。</p> <p>災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。</p>	<p>1 F 燃料デブリの取扱いを 行う(2) 1 記載の適正化(2) 4</p>	

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開となります。

変更前		変更後		理由			
(継ぎ2)		(継ぎ2)		(継ぎ2)			
使用設備の名称	個数	使用設備の名称	個数	仕様	仕様		
N o. 3セル (継ぎ)	1基	N o. 3セル (継ぎ)	1基	必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。 N o. 3セルの構造等 内寸法 : [ ] 前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 間仕切り遮蔽厚さ : [ ] セルの遮蔽窓、背面扉、天井扉ハッチ、試料出入用ポート、ブレグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピューラー、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	N o. 3セル (継ぎ)	1基	必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。 N o. 3セルの構造等 内寸法 : [ ] 前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 間仕切り遮蔽厚さ : [ ] セルの遮蔽窓、背面扉、天井扉ハッチ、試料出入用ポート、ブレグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピューラー、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。
N o. 4セル	1基	N o. 4セル	1基	主として核燃料物質等の金相用試験片の研磨及び化学処理、 化学試験を遮隔操作で行うために用いる。 設置場所 : サービスエリア 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 (1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1) 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。 N o. 4セルの構造等 内寸法 : [ ] 前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 間仕切り遮蔽厚さ : [ ] セルの遮蔽窓、背面扉、天井扉ハッチ、試料出入用ポート、ブレグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピューラー、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。 また、セル内へ試験用の資材、薬液を供給するための資材投入ポート、薬液投入ポートを設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	N o. 4セル	1基	主として核燃料物質等の金相用試験片の研磨及び化学処理、 化学試験を遮隔操作で行うために用いる。 設置場所 : サービスエリア 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 (1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1) 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。 N o. 4セルの構造等 内寸法 : [ ] 前面遮蔽厚さ : [ ] 背面遮蔽厚さ : [ ] 間仕切り遮蔽厚さ : [ ] セルの遮蔽窓、背面扉、天井扉ハッチ、試料出入用ポート、ブレグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遮隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピューラー、インセルクレーンを設ける外、照明、消火設備、インセルモニタ、セル負圧警報等を設ける。 また、セル内へ試験用の資材、薬液を供給するための資材投入ポート、薬液投入ポートを設ける。 セル断面図を図7-8に示す。
N o. 5セル	1基	N o. 5セル	1基	主として核燃料物質等の試験片の顕微鏡観察、硬さ試験を遮隔操作で行うために用いる。 設置場所 : サービスエリア 取扱量 : 核燃料物質 [ ] (1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1) 対策のために表7-1の様的制限を行う。 )	N o. 5セル	1基	主として核燃料物質等の試験片の顕微鏡観察、硬さ試験を遮隔操作で行うために用いる。 設置場所 : サービスエリア 取扱量 : 核燃料物質 [ ] (1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1) 対策のために表7-1の様的制限を行う。 )

01

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由	
(続き3)		(続き3)			
使用設備の名称	個数	使用設備の名称	個数		
N o. 5セル (続き)	仕様 安全上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.8) を行う。 N o. 5セルの構造等 内寸法 前面遮蔽厚さ :  背面遮蔽厚さ :  天井面遮蔽厚さ :  側壁遮蔽厚さ :  (オペレーションエリア側) セルの遮蔽窓、背面扉、プラグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遠隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピュータを設ける外、照明、消火設備、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	N o. 5セル (続き) 災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.8) を行う。 N o. 5セルの構造等 内寸法 前面遮蔽厚さ :  背面遮蔽厚さ :  天井面遮蔽厚さ :  側壁遮蔽厚さ :  (オペレーションエリア側) セルの遮蔽窓、背面扉、プラグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遠隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピュータを設ける外、照明、消火設備、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.8) を行う。 N o. 5セルの構造等 内寸法 前面遮蔽厚さ :  背面遮蔽厚さ :  天井面遮蔽厚さ :  側壁遮蔽厚さ :  (オペレーションエリア側) セルの遮蔽窓、背面扉、プラグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遠隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピュータを設ける外、照明、消火設備、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	災害の防止上重要な施設として、セル内を常時負圧に維持する。 必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.5) を行う。 また、セル内に設置する核燃料物質を取り扱う設備は、必要な地盤力に対して、耐震設計 (地盤力×1.8) を行う。 N o. 5セルの構造等 内寸法 前面遮蔽厚さ :  背面遮蔽厚さ :  天井面遮蔽厚さ :  側壁遮蔽厚さ :  (オペレーションエリア側) セルの遮蔽窓、背面扉、プラグ等は上記遮蔽と同等の遮蔽能力とする。 セルに核燃料物質を遠隔で取り扱うためのマスター・スレーブマニピュータを設ける外、照明、消火設備、セル負圧警報等を設ける。 セル断面図を図7-8に示す。	
燃料棒試験設備	1式	燃料棒単位の検査、試験を行うためにセル内に設置して用いる。(寸法測定装置、ガンマスキャニング装置、X線透過検査装置、リーコ検出装置、ハンクチャ装置、漏電流探傷装置) 設置場所 : N o. 1セル	1式 燃料棒単位の検査、試験を行うためにセル内に設置して用いる。(寸法測定装置、ガンマスキャニング装置、X線透過検査装置、リーコ検出装置、ハンクチャ装置、漏電流探傷装置) 設置場所 : N o. 1セル		
試験片作成設備	1式	燃料棒単位の検査、試験を行うためにセル内に設置して用いる。(寸法測定装置、ハンマスキャニング装置、X線透過検査装置) 設置場所 : N o. 1セル	1式 燃料棒単位の検査、各種試験のための試験片の作成のためにセル内に設置して用いる。(寸法測定装置、各種試験のための試験片の作成のためにセル内に設置して用いる。 (切断機(3台), 電ミート装置, 構脂注入装置, 洗浄装置, マイクロサンプリング装置, 小型放電加工装置) 設置場所 : N o. 2セル (接着剤導入装置, レーザー溶接装置) 設置場所 : N o. 3セル		
廃棄物処理設備	1式	セル内に発生した廃棄物を専用容器に密封収納処理を行ったためにセル内に設置して用いる。(溶接機) 設置場所 : N o. 2セル	1式 セル内に発生した廃棄物を専用容器に密封収納処理を行ったためにセル内に設置して用いる。(溶接機) 設置場所 : N o. 2セル		
機械的特性試験設備	1式	燃料被覆管等の機械的特性試験を行うためにセル内に設置して用いる。 (引張試験機, 内圧破壊試験装置, S S R T 試験装置) 設置場所 : N o. 3セル (小型引張試験機) 設置場所 : N o. 4セル	1式 燃料被覆管等の機械的特性試験を行うためにセル内に設置して用いる。 (引張試験機, 内圧破壊試験装置, S S R T 試験装置) 設置場所 : N o. 3セル (小型引張試験機) 設置場所 : N o. 4セル		
物理的特性試験設備	1式	核燃料物質、燃料被覆管等の物理的特性試験を行ったためにセル内に設置して用いる。 (密度測定装置, 赤外線式熱処理試験装置) 設置場所 : N o. 3セル (熱処理試験装置) 設置場所 : N o. 4セル	1式 核燃料物質、燃料被覆管等の物理的特性試験を行ったためにセル内に設置して用いる。 (密度測定装置, 赤外線式熱処理試験装置) 設置場所 : N o. 3セル (熱処理試験装置) 設置場所 : N o. 4セル		

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開します。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(統計 4)				
使用設備の名称 化学的特性試験設備	個数 1式	使用設備の名称 核燃料物質等の化学的特性試験を行うためにセル内に設置して用いる。(試料前処理装置)	個数 1式	核燃料物質等の化学的特性試験を行うためにセル内に設置して用いる。(試料前処理装置)
金相試験設備	設置場所 : N o. 4 セル 核燃料物質、燃料被覆管等の金相試験を行うためにセル内に設置して用いる。 (研磨機 (ワーカーテーブル内埋込式 (1台)、腐食装置、洗浄装置) 設置場所 : N o. 4 セル 研磨機にはセル外より、隔離弁を設けた圧空ラインにより圧空が供給される。 (金属顕微鏡、低倍率顕微鏡)	設置場所 : N o. 4 セル 核燃料物質、燃料被覆管等の金相試験を行うためにセル内に設置して用いる。 (研磨機 (ワーカーテーブル内埋込式 (1台)、腐食装置、洗浄装置) 設置場所 : N o. 4 セル 研磨機にはセル外より、隔離弁を設けた圧空ラインにより圧空が供給される。 (金属顕微鏡、低倍率顕微鏡)	設置場所 : N o. 4 セル 核燃料物質、燃料被覆管等の金相試験を行うためにセル内に設置して用いる。 (研磨機 (ワーカーテーブル内埋込式 (1台)、腐食装置、洗浄装置) 設置場所 : N o. 4 セル 研磨機にはセル外より、隔離弁を設けた圧空ラインにより圧空が供給される。 (金属顕微鏡、低倍率顕微鏡)	1 F 燃料デブリの取扱いを行う(2) 1
前処理設備	機器分析用の試料等の前処理等を行うために使用する。(ワード (2台)、グローブボックス)	前処理設備 設置場所 : 前処理室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	機器分析設備 (1) 設置場所 : 第二機器分析室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	1 F 燃料デブリの取扱いを行う(2) 1
機器分析設備 (1)	機器分析用の試料等の前処理等を行うために使用する。(ワード (2台)、グローブボックス)	機器分析設備 (1) 設置場所 : 第二機器分析室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	機器分析設備 (1) 設置場所 : 第二機器分析室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	1 F 燃料デブリの取扱いを行う(2) 1
機器分析設備 (2)	機器分析用の試料等の前処理等を行うために使用する。(ワード (2台)、グローブボックス)	機器分析設備 (2) 設置場所 : 第二機器分析室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	機器分析設備 (2) 設置場所 : 第二機器分析室 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 照射した核燃料物質は [ ] 以下 (ただし、臨界防止対策のために表 7-1 の核的制限を行う。)	1 F 燃料デブリの取扱いを行う(2) 1

□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
使用設備の名称	個数	使用設備の名称	個数	
(続き6)				
非常用設備	1式	非常用電源設備 (非常用電気装置) 数量 : 2台 設置場所 : E G室 給電開始時間 : 商用電源停電後 4.0 秒以内 給電先 : ボード系排氣設備, 放射線警報装置, 水淨化系C, 保安灯, 放射線警報装置, 設備警報装置	1式 非常用電源設備 (非常用電気装置) 数量 : 2台 設置場所 : E G室 給電開始時間 : 商用電源停電後 4.0 秒以内 給電先 : ボード系排氣設備, 放射線警報装置, 水淨化系C, 保安灯, 放射線警報装置, 設備警報装置	非常用発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加(2)
非常用電源設備 (無停電電源装置) 数量 : 1台 設置場所 : E G室 給電開始時間 : 常時後続 給電先 : 隔界警報装置		非常用電源設備 (無停電電源装置) 数量 : 2台 設置場所 : E G室 給電開始時間 : 常時後続 給電先 : 隔界警報装置		非常用電源設備は安全上重要な施設として商用電源停電時に自動起動できるよう維持する。 非常用電源設備は、必要な地震力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。
非常用電源設備は安全上重要な施設として商用電源停電時に自動起動できるよう維持する。 非常用電源設備は、必要な地震力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。		非常用電源設備 (建家の消防設備, セル内の消防設備)		非常用電源系統図を図7-10に示す。
消防設備 (建家の消防設備, セル内の消防設備)		消防設備 (建家の消防設備, セル内の消防設備)		消防設備 (建家の消防設備, セル内の消防設備)
通報連絡設備 (送信設備, 電話設備)		通報連絡設備 (送信設備, 電話設備)		通報連絡設備 (送信設備, 電話設備)
乾式貯蔵試験設備	1基	乾式貯蔵試験設備 使用済燃料の乾式貯蔵による長期健全性維持の確認を行うため に用いる。 (乾式貯蔵試験容器 (1台))	1基 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) 設置場所 : サービスエリア 1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) 年冷却を、2体目は1体目を装荷してから約10年後に燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) それを販売する。なお、収納は、サービスエリアのブール内で行う。臨界防止対策のために表7-1の機的制限を行う。) 遮蔽 : [ ]	使用済燃料の乾式貯蔵による長期健全性維持の確認を行うため に用いる。 (乾式貯蔵試験容器 (1台)) 設置場所 : サービスエリア 取扱量 : 核燃料物質 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) 設置場所 : サービスエリア 1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) 年冷却を、2体目は1体目を装荷してから約10年後に燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体2体以下とし、1体目は燃焼度 [ ] 以下 (燃料集合体1台)) それを販売する。なお、収納は、サービスエリアのブール内で行う。臨界防止対策のために表7-1の機的制限を行う。) 遮蔽 : [ ] 耐震設計: 必要な地震力に対して、耐震設計 (地震力×1.8) を行う。 乾式貯蔵試験容器概要図を、図7-11に示す。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

燃焼物質の使用量と燃費

変更前	変更後	表7-1 核燃料物質の使用等に係る核的制限				理由
		使用施設等	方法	核的制限	核的制限値*	
ブール 燃料貯蔵ラック	形状制限 形状制限	貯蔵時の燃料集合体表面間距離30cm以上である燃料貯蔵ラックに保管する。 ブール内の燃料集合体の取扱いはいかなる時も燃料集合体1体以下とする。 燃料集合体と燃料棒の同時取扱は行わない。	燃科貯蔵ラック	形状制限 形状制限	貯蔵時の燃料集合体表面間距離30cm以上である燃料貯蔵ラックに保管する。 ブール内での燃料集合体の取扱いはいかなる時も燃料集合体と燃料棒の同時取扱は行わない。	核的制限 核的制限値*
試験後試片保管ラック	形状制限 形状制限	初期濃縮度5%未満の試験後試片は直径約10cmの専用のステンレス製容器（100A缶）に入れて試験後試片保管ラックに保管する。 初期濃縮度5%以上20%未満の試験後試片は100A缶に入れて水平方向面間距離30cm以上離れた試験後試片保管ラックに保管する。 ブール内での試験後試片を入れた100A缶の取扱いはいかなる時も100A缶1缶以下とする。	試験後試片保管ラック	形状制限 形状制限	初期濃縮度5%未満の試験後試片は直径約10cmの専用のステンレス製容器（100A缶）に入れて試験後試片保管ラックに保管する。 初期濃縮度5%以上20%未満の試験後試片は100A缶に入れて水平方向面間距離30cm以上離れた試験後試片保管ラックに保管する。 ブール内での試験後試片を入れた100A缶の取扱いはいかなる時も100A缶1缶以下とする。	核的制限 核的制限値*
セル全体 No.1セル～No.5 セル	質量制限 質量制限	No.1からNo.5セル全体の合計で質量制限を行い、初期濃縮度ごとに取扱量を制限する。 初期濃縮度5%未満（天然ウラン及び劣化ウランを含む） 1.5kg-U 初期濃縮度5%以上20%未満 0.1kg-U	No.1セル～ No.5セル	質量制限 質量制限	No.1からNo.5セル全体の合計で質量制限を行い、初期濃縮度ごとに取扱量を制限する。 初期濃縮度5%未満（天然ウラン及び劣化ウラン及び1F燃料デブリを含む） 1.5kg-U 初期濃縮度5%以上20%未満 0.1kg-U	1F燃料デブリの取扱いを行なう(2)1 1F燃料デブリの取扱いを行なう(2)1
前処理室 機器分析室 第二機器分析室 全体	質量制限 質量制限	前処理室、機器分析室及び第二機器分析室全体の合計で質量制限を行い、濃縮度ごとに取扱量を制限する。 濃縮度5%未満 3kg-U 濃縮度5%以上20%未満 3kg-U	前処理室 機器分析室 第二機器分析室 全体	質量制限 質量制限	前処理室及び第二機器分析室全体の合計で質量制限を行い、濃縮度ごとに取扱量を制限する。 濃縮度5%未満（1F燃料デブリを含む） 3kg-U 濃縮度5%以上20%未満 3kg-U	1F燃料デブリの取扱いを行なう(2)1 1F燃料デブリの取扱いを行なう(2)1
サービスエリア	乾式貯蔵試験設備 乾式貯蔵試験設備	乾式貯蔵試験容器は、燃料集合体2体を超えて収納できない構造とする。また、バケットの一部に中性子吸収材として焼成ガラスを添加したアルミニウム合金製のバケットを採用する。	サービスエリア	乾式貯蔵試験設備 乾式貯蔵試験設備	乾式貯蔵試験容器は、燃料集合体2体を超えて収納できない構造とする。また、バケットの一部に中性子吸収材として焼成ガラスを添加したアルミニウム合金製のバケットを採用する。	濃縮度5%以上のウラン（3g-U）、ブルトニウム（0.1g-Pu）、ウラン-233（0.1g- <sup>233</sup> U）と同時に使用出来る。 濃縮度5%以上のウラン（3g-U）、ブルトニウム（0.1g-Pu）、ウラン-233（0.1g- <sup>233</sup> U）と同時に使用出来る。

\* 濃縮度  $\square\%$ 以上のヴァン (3 g-U), アルトニウム (0. 1 g-Pu), ヴラン - 233 (0. 1 g- $\text{^{233}U}$ )と同時に使用出来る。

□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前	変更後	理由
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置（省略） 8-2 貯蔵施設の構造（省略）	8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置（変更なし） 8-2 貯蔵施設の構造（変更なし）	
8-3 貯蔵施設の設備	8-3 貯蔵施設の設備	
貯蔵設備の名称 燃料貯蔵ラック	貯蔵設備の名称 燃料貯蔵ラック	設置場所：ブール 寸法：長さ2.7m×幅1.5m×高さ4.7m 必要な地盤力に対して、耐震設計（ 地盤力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核 的制限を行う。 燃料貯蔵ラックの核燃料を取り扱う ブリッジクレーンは施錠管理を行う。
貯蔵設備の名称 試験後試片保管 ラック	貯蔵設備の名称 試験後試片保管 ラック	設置場所：ブール 寸法：長さ3m×幅1m×高さ4.5m 試験後試片保管ラック：20本 必要な地盤力に対して、耐震設計（ 地盤力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核 的制限を行う。 試験後試片保管ラックの核燃料を取 り扱うブリッジクレーンは施錠管理を行 う。
貯蔵設備の名称 試験後試片用ストレージヒット	貯蔵設備の名称 試験後試片用ストレージヒット	設置場所：N○.1セル 寸法：長さ2m×幅1m×高さ1m ピット：直径0.15m×深さ1m 必要な地盤力に対して、耐震設計（ 地盤力×1.8）を行う。 臨界防止対策のために表7-1の核 的制限を行う。
		8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置（変更なし） 8-2 貯蔵施設の構造（変更なし）
		9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備（省略）
		□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
1.1-1 添付書類（原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類） （事故に関するものを除く）		1.1. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する説明書 ひ設備		1 F燃料デブリの取り扱いを行なう(2) 1)
1 開じ込めの機能 設備の基準	適合性 の必要有無	端考	セルは常時負圧を維持し、停電時常に備え、非常用電源装置を設け、コード、グローブホックス及び実験装置の排気部所排気系統に接続するとともに、建屋排気系統により建屋内全室の負圧を維持する。 1 F燃料デブリはN o。1～5セル、グローブボックス、機器分析室及び第二機器分析室で使用する。室内の分析装置は常閉門装置であり、排気は排気処理系統へ接続する。また、1 F燃料デブリを建屋内運搬する際は、密閉された容器に封入して行う。 詳細を1.2-1-1に示す。	セルは常時負圧を維持する。また、セルの排気系統には防爆に備え、非常用電源装置を設け、コード、グローブホックス及び実験装置の排気部所排気系統により建屋内全室の負圧を維持する。 1 F燃料デブリはN o。1～5セル、グローブボックス、機器分析室及び第二機器分析室で使用する。室内の分析装置は常閉門装置であり、排気は排気処理系統へ接続する。また、1 F燃料デブリを建屋内運搬する際は、密閉された容器に封入して行う。 詳細を1.2-1-1に示す。
2 遮蔽 設備	無	端考	燃料業務従事者の被ばくを出来る限り低く抑える。 また半径50cmの範囲内に必要な遮蔽、第2保管庫に必要な遮蔽を設置し、周辺への影響を出来る限り低く抑える。 想定される1 F燃料デブリの実効燃量率は、既許可の遮蔽面において設定している燃費の実効燃量率より小さいことから、1 F燃料デブリの取扱いにおける遮蔽距離は、既許可の遮蔽評価面に包含される。 詳細を1.2-1-2に示す。	燃料業務従事者の被ばくを出来る限り低く抑える。 また半径50cmの範囲内に必要な遮蔽、第2保管庫に必要な遮蔽を設置し、周辺への影響を出来る限り低く抑える。 想定される1 F燃料デブリの実効燃量率は、既許可の遮蔽面において設定している燃費の実効燃量率より小さいことから、1 F燃料デブリの取扱いにおける遮蔽距離は、既許可の遮蔽評価面に包含される。 詳細を1.2-1-2に示す。
3 火災等による損傷の防止	無	端考	建家は、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造であり、セルは鉄筋コンクリート、鋼材、木材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。 火災についてには、消防法の定めるところにより屋外消火栓及び自動火災警報装置を建家全体に配置するとともに防火区画を設定する。	建家は、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造であり、セルは鉄筋コンクリート、鋼材、木材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。 火災についてには、消防法の定めるところにより屋外消火栓及び自動火災警報装置を建家全体に配置するとともに防火区画を設定する。
4 立ち入りの防止	無	端考	火災等による損傷の防止 立入りの防止に係る措置の変更 ではないため、該当しない。	火災等による損傷の防止 立入りは、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造であり、セルは鉄筋コンクリート、鋼材、木材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。
5 自然現象による影響の考慮	無	端考	自然現象による影響はいため、該当しない。	自然現象による影響の考慮 立入りの防止 立ち入りは、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造であり、セルは鉄筋コンクリート、鋼材、木材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。
		5 自然現象による影響の考慮		自然現象による影響の考慮 立入りの防止 立ち入りは、人がみだりに立ち込まないようにする。

F 1.1-1

変更前		変更後		理由由 1 F燃料デブリの取り扱いを行 う(2) 1)
番号	変更内容	番号	変更内容	
6 標燃料物質の漏界防止	無	当該装置の撤去により、使用施設等の露界防止の措置の変更はないため、該当しない。	二	本施設で取り扱う核燃料物質は、質量、形状及び配置の管理を厳密にを行い、いかなる場合においても露界にならない状態で取り扱う。セル及び機器分析室等においては、質量制限により、又、プール水中においては浮遊により検証した配置測定により管理する。 1.F燃料デブリは正燃密度 5%未満の核燃料物質として定められた極的制限値を超えないようして臨界管理することで臨界防止を行う。
7 施設検査対象施設の地盤	無	当該装置の撤去により、使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。	二	本施設においては浮遊ではないことから対象外。
8 地震による損傷の防止	無	当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。 当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。 当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。	二	本施設の耐震設計は、「核燃料安全審査指針」及び「建築基準法」に基づき、また「常用原子炉施設に関する耐震設計指針」を参考として行う。 詳細を 1.2-1-4 に示す。
9 津波による損傷の防止	無	当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。 当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。	二	本施設の耐震設計は、「核燃料安全審査指針」及び「建築基準法」に基づき、また「常用原子炉施設に関する耐震設計指針」を参考として行う。 詳細を 1.2-1-5 に示す。
10 外部からの衝撃による損傷の防止	無	当該装置の撤去により、津波による使用施設等の地盤の変更はないため、該当しない。	二	2. 無停電装置の追加 無停電装置は本体をアンカーボルトで固定する。社 会平震度 0.36G において、ボルトの耐引張力、せん断応 力が設計地震時の応力以上であることを確認している。
(続き 1)		3. 非常用電源装置の更新 非常用電源装置は本体をアンカーボルトで固定する。社 会平震度 0.36G において、ボルトの耐引張力、せん断応 力が設計地震時の応力以上であることを確認している。 本施設は設計地震時の応力で耐震対策が施されている。 本施設の建家及び構造物は、建築基準法に基づいて開 窓が設けられることはない。 本施設の建家及び構造物は、建築基準法に基づいて開 窓が設けられるように設計される。台 風は、大きな事況の際は、本施設の周辺においては、 津波による損傷の防止		
番号	使用施設の位置、構造及び設備の基準	適合性確認の必要有無	備考	適合性
11 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止	無	当該装置の撤去により、使用施設等への不法な侵入等の防止等に変更はない。 したがり、該当しない。	二	本施設には使用燃料貯蔵プールがあり、プール水の水位は保安規定に基づき適切な水位で維持・管理する。 プール水は常に活性化調査を行っており、活性化設備周囲には止水堰を設置し、万一のプール水漏洩を防止する。
12 淹水による損傷の防止	無	当該装置の撤去では、水の使用はない。 したがり、該当しない。	二	止水堰等によりプール水がプール外へスロッシングにより散逸したとしても、トレンチ構造の排水ピット及び開口部床面に止水堰を設置し、外部への漏洩を防止する。 消火水槽、消防栓等の防火設備等は建屋外に設置しており。
11 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止			12 淹水による損傷の防止	F 1.1 - 2

変更前	変更後	理由
		1 F燃料デブリの取扱いを行う(2) 1
13 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	当該装置の撤去では、化学薬品の漏えいによる損傷の影響はないため、該当しない。
14 飛散物による損傷の防止	無	当該装置の撤去により、飛散物が発生することではなく、使用施設等の飛散物による損傷の影響はないため、該当しない。
15 重要度に応じた安全機能の確保	無	当該装置の撤去により、安全上重要な施設の安全機能を確保するための措置に変更はないため、該当しない。
16 環境条件を考慮した設計	無	当該装置の撤去により、使用施設等の環境条件を考慮した設計の変更はなしめため、該当しない。
		また試験装置の冷却水配管から万一漏水があつたとしても、その量は限られており、近傍の床面に止水堰を設置し、外部への漏水を防止する。
		本施設では多量の化学薬品の取扱いはない、主に使用するものは硝酸、硫酸化ナトリウム溶液、有機溶媒（エタノール、メタノール）である。化学薬品をセル、グローブボックス及びフード内で使用するときは、専用の保管庫に入れる。化学薬品は容器に入れ、開栓し、専用の保管庫に保管する。
13 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	化学薬品の漏えいによる損傷の防止
		化学薬品の取扱いの中に万端漏えいしたとしても、セルは耐食性を有するステンレス鋼によるライニングを、また、グローブボックス及びフードはステンレス鋼等で製作されており、貯存量も少量であることから安全機能を損なはない。
		本施設内の機器又は配管の構造に伴う飛散物により、安全機能を損なないものとする。
		飛散物の発生原因としては、クレーン等の重量物の落下、回転機器の破損、化学反応等に起因する爆発が想定される。気体燃焼設備の排気プロロ等の回転機器破損に関しては、クレーン等の操作は十分訓練された資質者が行うとともに、重量物の落下対策を講じる。
14 飛散物による損傷の防止	無	クレーン等の操作は十分訓練された資質者が行うとともに、重量物の落下対策については適切な爆発防止対策を講じる。
		また、化学反応に起因する爆発については適切な爆発防止対策を講じる。
		詳細を1.2-1-7「[操縦による損傷の防止]」及び1.2-1-3「[火災等による損傷の防止]」に示す。
		a) 核燃料物質使用施設等における災害の防止上重要な施設の設計、工事及び検査については、適切と認められる規格及び基準によるものとする。
		b) 放射性同位元素等の規制に関する法律、同施行令及び同関係法令等は以下のとおり。
		c) 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
		d) 消防法
		e) 高圧ガス保安法
		f) 電気事業法
		g) 労働安全衛生法
		h) 日本産業規格
		i) その他
15	重要度に応じた安全機能の確保	本施設は、通常時及び設計評価事故時ににおける設備・機器の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、湿度及び放射線)
16	環境条件を考慮した設計	

変更前	変更後	理由	
		1F燃料デブリの取扱いを考慮し、設備・機器に期待する安全機能を実現できるものとする。	1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1
17 検査等を考慮した設計	無	当該装置の撤去により、使用施設等の検査等を考慮した設計の変更はないため、該当しない。	本施設の設備・機器については、その周間に検査のために備えられた窓を開を有するとともに、保守・補修が可能な設計としている。
18 施設検査対象施設の共用	無	当該装置の撤去により、他の使用施設と供用することではないため、該当しない。	本施設は、外部搬送による外部搬送車又は運送車等による事故やクレーン等の搬操作による事故、警報装置等の安全対策を講じることにより、事故の発生を防止する。 詳細を1.2-1-7に示す。
19 誤操作の防止	無	当該装置の撤去により、使用施設等の誤操作を防止するための措置の変更はないため、該当しない。	本施設は、誤操作による外部搬送車又は運送車等による事故やクレーン等の搬操作による事故、警報装置等の安全対策を講じることにより、事故の発生を防止する。 詳細を1.2-1-7に示す。
20 安全避難通路等	無	当該装置の撤去により、使用施設等の安全避難通路等の変更はないため、該当しない。	建築基準法、同法施行令及び同法規則に基づく基準上必要な通路及び非常脱出用、警報灯等の非常用の照明装置を設ける。 本施設は、運転に際して想定される事故に対して、事故が起らなければ、うように十分な安全対策を講じる。 万一事故が発生したときに想定される最大の設計障害事故に対しても、周辺監視区を外に設計障害等の影響を及ぼさない。 詳細を1.2-2-2に示す。
21 設計評価事故時の放射線障害の防止	無	当該装置の撤去により、使用施設等の設計評価事故時の放射線障害の防止の措置の変更はないため、該当しない。	貯蔵施設は、ブール、No.1セル及び機器分析室に設置しており、本施設で使用する核燃料物質を貯蔵するための必要な容器を有している。 ブール内には燃料炉管ラック及び貯蔵後試片保管ラックを、No.1セルにはストレージピット2基を、機器分析室には燃料燃焼の荷役箱及び微小試片の貯蔵箱を設置している。 それぞれの貯蔵設備は核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、みだりに立ち入りることができない構造となっており、許可なく立ち入ることを禁ずる旨を記載した標識を設けている。
22 貯蔵施設	無	当該装置の撤去により、貯蔵施設の変更はないため、該当しない。	
23 廃棄施設	無	当該装置の撤去により、廃棄施設の変更はないため、該当しない。なお、解体撤去作業で発生した放射性廃棄物は金属製容器に封入し、固体廃棄施設に保管する。	1.気体隔壁施設の管理 本施設の管理区域内の排気中に含まれる放射性物質は2階非風機室に設置する排気設備のブレフィルタ、高性能エアフィルタにより除去する。 排気設備を通じた排気中の放射性物質濃度を測定し、周辺監視区境外の空気中の放射性物質濃度が濃度限度を越えないよう管理し非気筒より放出する。 2.液体廃棄物の管理 本施設で発生する放射性液体廃棄物は、高レベル、中レ

変更前				変更後	理由
24 汚染を検査するための設備	無	当該装置の撤去により、汚染を検査するための設備の変更はないため、該当しない。	二	ペル及び低レベル廃液に分類し、高レベル及び中レベル廃液は固化した固体廃棄物として取り扱う。 低レベル廃液は、廃液中の放射性物質濃度を測定し、濃度限度以下であることを確認後、専用排水管を経て海へ放出する。 3. 固体廃棄物の管理 本施設で発生する放射性固体廃棄物は、低レベル(A)及び低レベル(B)に分類し、プール水中、保管庫の監視下保管エリア及び第2保管庫で保管する。  詳細を1.2-1-8に示す。	1 F燃料デブリの取扱いを行う(2) 1)
25 監視設備	無	当該装置の撤去により、使用施設等の監視設備の変更はないため、該当しない。	二	管理区域の出入口には汚染検査室を設け、ハンドワゴン式モニタ及びサーベイメータを配置し、管理区域から退出する者の身体を測定する。また、汚染検査室にはシャワー等の除染設備を設ける。  詳細を1.2-1-9に示す。	1. 概要 本施設は、商用電源で駆動し、商用電源が停電した場合は、非常用電源装置及び無停電電源装置で構成される非常用電源設備に自動的に切換え保安上重要な設備に給電し、安全を確保する。 非常用電源は、4.0秒以内に定格に達し、これに接続する負荷は、セル系換気設備、放射線管理設備、プード系換気設備、プール水淨化系C、設備警報器、放射線警報器、電話装置及び保安灯である。 無停電電源に接続する負荷は臨界警報装置である。
26 非常用電源設備	無	当該装置の撤去により、使用施設等の非常用電源設備の変更はないため、該当しない。	二	(「安全対策書 8. 停電事故」より移動)  8. 停電事故 本施設は、商用電源で駆動し、商用電源が停電した場合は、非常用電源装置及び無停電電源装置で構成される非常用電源設備に自動的に切換え保安上重要な設備に給電し、安全を確保する。 非常用電源は、4.0秒以内に定格に達し、これに接続する負荷は、セル系換気設備、放射線管理設備、プード系換気設備、プール水淨化系C、設備警報器、放射線警報器、電話装置及び保安灯である。 無停電電源に接続する負荷は臨界警報装置である。  以上のとおり、停電事故に対する措置は十分であり、事故の発生は特に考えられない。	1. F燃料デブリの取扱いを行う(2) 2)
26 非常用電源設備	無	当該装置の撤去により、汚染を検査するための設備の変更はないため、該当しない。	二	追加する無停電電源装置は、既設の無停電電源装置のペックアップとして用いる。その仕様は既設のものと同じであり、非常時の臨界警報装置として十分な容量及び機能を有している。 3. 非常用電源装置の更新 当施設では非常用電源装置が2台設置されており、今回そのうちの1台を更新する。更新機器は現計可申請の仕様とほぼ同等になるよう選定しているが、発電機出力は1.70kVAから1.80kVAに増強する。 更新する非常用電源装置について、非常時の保安上重要な設備への電源設備として十分な容量及び機能を有している。 以上のとおり、停電事故に対する措置は十分であり、事故の発生は特に考えられない。	非常に発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加を行う(2) 2)

## 【燃料ホックトラが施設】

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前			変更後			理由
27 通信連絡設備等 当該装置の撤去により、通信連絡設備等の変更はないため、該当しない。 —	無	当該装置の撤去により、通信連絡設備等の変更はないため、該当しない。 —	27 通信連絡設備等 当該装置が撤去した場合、施設内の人には必要な指示ができるよう警報装置及び通信連絡設備が設けられており、通信連絡設備は一齊放送設備及びヘービング設備が強化されている。	—	1 F燃料デブリの取り扱いを行う(2) 1	当施設は設計計画事故が発生した時、施設内の人には必要な指示ができるよう警報装置及び通信連絡設備が設けられており、通信連絡設備は一齊放送設備及びヘービング設備が強化されている。
28 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 当該装置の撤去により、設計計画事故を起こす恐れはない。 該当しない。 —	無	当該装置の撤去により、設計計画事故を起こす恐れはない。 該当しない。 —	28 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 当施設は安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公害に 5mSv を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。	—	1 F 1.1-6	当施設は安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公害に 5mSv を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。

**【燃料ホッタラが施設】**

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>図目次</p> <p>図 2-1 燃料棒等の受入れに関する基本フロー 図 2-2 輸送キャスク概要図 図 2-3 使用の方法 図 7-1 施設の位置図 図 7-2 建物の配置図 図 7-3-1 施設の平面図（1階） 図 7-3-2 施設の平面図（2階） 図 7-4-1 施設の断面図（A-A断面） 図 7-4-2 施設の断面図（B-B断面） 図 7-5-1 ブール内設備配置図（平面） 図 7-5-2 ブール内設備配置図（断面A） 図 7-5-3 ブール内設備配置図（断面B） 図 7-5-4 ブール内設備配置図（断面C） 図 7-6 ブール水浄化系系統図 図 7-7 集合体解体復元装置概要図 図 7-8 セル断面図 図 7-9-1 各種モニタ、警報設備の配置図（1階） 図 7-9-2 各種モニタ、警報設備の配置図（2階） 図 7-10 非常用電源系統図 図 7-11 乾式貯蔵容器概要図 図 8-1 計量施設の位置図 図 9-1-1 気体処理施設の位置図 図 9-1-2 排気処理系統図 図 9-2-1 液体処理施設の位置図 図 9-2-2 廃水処理機の液体処理施設の位置及び配置図 図 9-2-3 液体処理系統図 図 9-3-1 固体処理施設の位置図 図 9-3-2 固体処理系統図</p>	<p>図目次</p> <p>図 2-1 燃料棒等の受入れに関する基本フロー（変更なし） 図 2-2 輸送キャスク概要図（変更なし） 図 2-3 使用の方法（変更なし） 図 2-4 1F燃料デブリの取扱い（追加） 図 7-1 施設の位置図（変更なし） 図 7-2 建物の配置図（変更なし） 図 7-3-1 施設の平面図（1階）（変更なし） 図 7-3-2 施設の平面図（2階）（変更なし） 図 7-4-1 施設の断面図（A-A断面）（変更なし） 図 7-4-2 施設の断面図（B-B断面）（変更なし） 図 7-5-1 ブール内設備配置図（平面）（変更なし） 図 7-5-2 ブール内設備配置図（断面A）（変更なし） 図 7-5-3 ブール内設備配置図（断面B）（変更なし） 図 7-5-4 ブール内設備配置図（断面C）（変更なし） 図 7-6 ブール水浄化系系統図（変更なし） 図 7-7 集合体解体復元装置概要図（変更なし） 図 7-8 セル断面図（変更なし） 図 7-9-1 各種モニタ、警報設備の配置図（1階）（変更なし） 図 7-9-2 各種モニタ、警報設備の配置図（2階）（変更なし） 図 7-10 非常用電源系統図（一部変更） 図 7-11 乾式貯蔵管管器概要図（変更なし） 図 8-1 計量施設の位置図 図 9-1-1 気体処理施設の位置図（変更なし） 図 9-1-2 排気処理系統図（変更なし） 図 9-2-1 液体処理施設の位置図（変更なし） 図 9-2-2 廃水処理機の液体処理施設の位置及び配置図（変更なし） 図 9-2-3 液体処理系統図（変更なし） 図 9-3-1 固体処理施設の位置図（変更なし） 図 9-3-2 固体処理系統図（変更なし）</p>	<p>1F燃料デブリの取扱いを行う（2）1</p> <p>1F燃料デブリの取扱い（追加）</p> <p>非常用発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加を行う（2）2</p>

変更前 (記載なし)	変更後 理由
	<p>1 F燃料デブリの取り扱いを行う(2) 1</p> <p>図2-4 1F燃料デブリの取り扱いフロー</p>

理由	非常用発電装置の更新並びに無停電電源装置の追加を行う(2) 2)
変更後	<p>図 7-10 非常用電源系統図</p>
変更前	<p>図 7-10 非常用電源系統図</p>

下線は変更した部分を示す。

□で囲った箇所はセキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

理由	後	変更	前	変更
既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②				(記載なし)

1.2. 添付書類（原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類）

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
	<p>1.2-1-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く） (記載なし)</p> <p>目次</p> <p style="text-align: center;">直</p> <p>1.2-1-1. 封じ込めの機能 ..... F 1.2-1-1-1 1.2-1-2. 過載 ..... F 1.2-1-1-3 1. 使用する放射性物質の最大貯蔵量 ..... F 1.2-1-3 2. 外部被ばくに対する対策 ..... F 1.2-1-4 3. 過載計算の条件 ..... F 1.2-1-5 4. 過載計算コード ..... F 1.2-1-6 5. <math>\gamma</math>線による線量の計算結果 ..... F 1.2-1-6 6. 中性子線による線量の計算結果 ..... F 1.2-1-7 7. 放射線被ばくの評価 ..... F 1.2-1-8 8. 1F燃料デブリの線量評価 ..... F 1.2-1-16 9. 周辺環境への影響の評価 ..... F 1.2-1-19 1.0. MOX燃料照射後試験に係る補足説明 ..... F 1.2-1-21 1.1. 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における縦量 ..... F 1.2-1-24 1.2-1-3. 火災等による損傷の防止 ..... F 1.2-1-26 1. 火災事故 ..... F 1.2-1-26 2. 爆発事故 ..... F 1.2-1-28 3. 1F燃料デブリによる水素爆発対策 ..... F 1.2-1-29 1.2-1-4. 液燃料の臨界防止 ..... F 1.2-1-30 1.2-1-5. 地震による損傷の防止 ..... F 1.2-1-34 1.2-1-6. 外部からの衝撃による損傷の防止 ..... F 1.2-1-36 1.2-1-7. 調操作による事故 ..... F 1.2-1-38 1.2-1-8. 防護施設 ..... F 1.2-1-40 1. 気体燃焼物の管理 ..... F 1.2-1-40 2. 液体燃焼物の管理 ..... F 1.2-1-51 3. 固体燃焼物の管理 ..... F 1.2-1-53 1.2-1-9. 監視設備 ..... F 1.2-1-55 1. 概要 ..... F 1.2-1-55 2. 管理区域の管理 ..... F 1.2-1-55 3. 排気及び漏水の管理 ..... F 1.2-1-56 4. 働業者等の被ばく管理 ..... F 1.2-1-56 5. 環境管理 ..... F 1.2-1-56</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 4. 内部被ばくに対する対策」より移動)</p> <p>4. 内部被ばくに対する対策</p> <p>本施設で取り扱う核燃料物質には、核分裂生成物等が含まれており、これらが從事者の体内に摂取されることがないよう換気設備を設け、核燃料物質等の汚染の程度により、大別してオベレーシヨンエリア系、サービスエリア系、セル系と段階的に差圧を付けて負圧を維持することにより作業場所への逆流を防止する。</p> <p>又、施設外に対しては排気設備にフィルタを設置し、施設外における内部被ばくを防止する。</p> <p>セルは、大気圧基準で<math>-5.0 \sim -2.5</math> Pa の負圧を維持するよう換気設備を運転するが、故障に備え予備排風機及び専用電源の停電に備え非常用電源設備を設置する。</p> <p>負圧を維持することにより、通常及び試料等出入用ポートの開口時においてもセル内に向かって空気が流入し、セル内の汚染が外部へ拡大することを防止する。</p> <p>セル背面遮蔽扉の開放時には、当該セル背面排風機を駆動させ換気回数を通常時の約2倍とするることによりセル背面遮蔽扉の開口時の面速約<math>0.3 \text{ m} / \text{s}</math>を確保し、セル内の汚染が外部へ拡大することを防止し、さらにアイソレーション室を設けることによりサービスエリアへの拡大も防止する。</p> <p>セル内での作業が必要な場合は、セル内の除染を遠隔作業で十分に行い放射性物質による汚染を検査し、汚染の程度に応じエアラインースツ、全面マスク、半面マスク等を着用することにより從事者の内部被ばくを防止する。</p> <p>セル外における汚染物質及び試料の移動に際しては、細包又は容器等に収納し、細包又は容器等の表面の放射性物質による汚染の検査を十分に行い、安全を確認することにより外部への汚染拡大を防止する。</p> <p>前処理室における試料の取扱いは、フード又はグローブボックス内で行う。</p> <p>又、前処理室内のフード、グローブボックスの排気、並びに機器分析室及び第二機器分析室内の各機器装置類の排気は、専用の高性能エアフィルタを通して排気処理系に接続する。</p> <p>保管庫及び第2保管庫においては密閉状態で保管し、開封をしないので内部被ばくはない。</p> <p>ブール水の放射性物質による汚染は、ブール水循環精製装置のブール水浄化系Aによって管理する。</p> <p>被膜燃料の取扱い時は、輸送用キャスク貯納缶内の水及びガスをブール水浄化系B及び放射性ガス吸着装置で置換処理する。</p> <p>被膜の程度の大きい燃料棒等の取扱いはブール水汚染拡大防止用のパリアの設置及びブール水浄化系Cによって、ブール水の汚染区域を限定し、浄化能力を向上させて、ブール水濃度を管理し、従事者等の被ばくを低減するとともに、水密性的の搬送容器（タイプB）に収納してセルへの移送又は燃料貯蔵ラックへの保管を行うことにより、ブール水の汚染を防止する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>本施設で取り扱う核燃料物質には、核分裂生成物等が含まれており、これらが從事者の体内に摂取されることがないよう換気設備を設け、核燃料物質等の汚染の程度により、大別してオベレーシヨンエリア系、サービスエリア系、セル系と段階的に差圧を付けて負圧を維持することにより作業場所への逆流を防止する。</p> <p>又、施設外に対しては排気設備にフィルタを設置し、施設外における内部被ばくを防止する。</p> <p>セルは、大気圧基準で<math>-5.0 \sim -2.5</math> Pa の負圧を維持するよう換気設備を運転するが、故障に備え予備排風機及び専用電源の停電に備え非常用電源設備を設置する。</p> <p>負圧を維持することにより、通常及び試料等出入用ポートの開口時においてもセル内に向かって空気が流入し、セル内の汚染が外部へ拡大することを防止する。</p> <p>セル背面遮蔽扉の開放時には、当該セル背面排風機を駆動させ換気回数を通常時の約2倍とするることによりセル背面遮蔽扉の開口時の面速約<math>0.3 \text{ m} / \text{s}</math>を確保し、セル内の汚染が外部へ拡大することを防止し、さらにアイソレーション室を設けることによりサービスエリアへの拡大も防止する。</p> <p>セル内での作業が必要な場合は、セル内の除染を遠隔作業で十分に行い放射性物質による汚染を検査し、汚染の程度に応じエアラインースツ、全面マスク、半面マスク、半面マスク等を着用することにより從事者の内部被ばくを防止する。</p> <p>セル外における汚染物質及び試料の移動に際しては、細包又は容器等に収納し、細包又は容器等の表面の放射性物質による汚染の検査を十分に行い、安全を確認することにより外部への汚染拡大を防止する。</p> <p>前処理室における試料の取扱いは、フード又はグローブボックス内で行う。</p> <p>又、前処理室内のフード、グローブボックスの排気、並びに機器分析室及び第二機器分析室内の各機器装置類の排気は、専用の高性能エアフィルタを通して排気処理系に接続する。</p> <p>保管庫及び第2保管庫においては密閉状態で保管し、開封をしないので内部被ばくはない。</p> <p>ブール水の放射性物質による汚染は、ブール水循環精製装置のブール水浄化系Aによって管理する。</p> <p>被膜燃料の取扱い時は、輸送用キャスク貯納缶内の水及びガスをブール水浄化系B及び放射性ガス吸着装置で置換処理する。</p> <p>被膜の程度の大きい燃料棒等の取扱いはブール水汚染拡大防止用のパリアの設置及びブール水浄化系Cによって、ブール水の汚染区域を限定し、浄化能力を向上させて、ブール水濃度を管理し、従事者等の被ばくを低減するとともに、水密性的の搬送容器（タイプB）に収納してセルへの移送又は燃料貯蔵ラックへの保管を行すことにより、ブール水の汚染を防止する。</p>	F 1.2-1-1

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>乾式貯穀試験容器については、貫通孔及び蓋のシール部に金属ガスケットを使用することで密封構造とするとともに、内部を負圧維持する。なお、乾式貯穀試験容器内を負圧にする手順としては、まず、ブール内にて乾式貯穀試験容器へ使用済燃料集合体を装荷する。なお、乾式貯穀試験容器内を負圧にする手順としては、まず、ブール内にて乾式貯穀試験容器へ使用済燃料集合体を装荷した後、サービスエリアに移動させ、ブール水を抜き、管器内を真空引きすることにより真空乾燥させ、その後再度、容器内の真空引きを行い、ヘリウムガス（不活性ガス）を大気圧未満の圧力まで充填する方法で行う。ガスサンプリングについても、使用済燃料集合体の健全性を確認するために実施する。</p> <p>以上の対策により本施設における放射性物質の汚染の拡大等を防止し、従事者等の内部被ばくに対する安全を確保する。</p>	<p>乾式貯穀試験容器については、貫通孔及び蓋のシール部に金属ガスケットを使用することで密封構造とするとともに、内部を負圧維持する。なお、乾式貯穀試験容器内を負圧にする手順としては、まず、ブール内にて乾式貯穀試験容器へ使用済燃料集合体を装荷した後、サービスエリアに移動させ、ブール水を抜き、管器内を真空引きすることにより真空乾燥させ、その後再度、容器内の真空引きを行い、ヘリウムガス（不活性ガス）を大気圧未満の圧力まで充填する方法で行う。ガスサンプリングについても、使用済燃料集合体の健全性を確認するために実施する。</p> <p>以上の対策により本施設における放射性物質の汚染の拡大等を防止し、従事者等の内部被ばくに対する安全を確保する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(「障害対策書 2. 使用する放射性物質の最大取扱量 より移動)		<u>1.2-1-2 運搬</u> 1. 使用する放射性物質の最大取扱量 運搬及び搬入に係る量 大取扱量は、表1.2-1-1に示す量とする。 <u>表1.2-1-1 最大取扱量</u>		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 ② 記載の適正化(2) 4
2. 使用する放射性物質の最大取扱量 運搬及び搬入に係る量 大取扱量は、障害2-1に示す量とする。 <u>障害2-1 最大取扱量</u>	場所	最大取扱射能量 (Bq)	「備考」最大取扱射能 に相当する燃料の量	最大取扱射能 (Bq) に相当する燃料の量
ブール	4. $\times 10^{17}$	4. $\times 10^{17}$	4. $\times 10^{17}$	ブール
No. 1セル	3. $\times 10^{15}$	No. 1セル	3. $\times 10^{15}$	No. 1セル
No. 2セル	1. $\times 10^{15}$	No. 2セル	1. $\times 10^{15}$	No. 2セル
No. 3セル	2. $\times 10^{13}$	No. 3セル	2. $\times 10^{13}$	No. 3セル
No. 4セル	2. $\times 10^{13}$	No. 4セル	2. $\times 10^{13}$	No. 4セル
No. 5セル	2. $\times 10^{12}$	No. 5セル	2. $\times 10^{12}$	No. 5セル
前処理室	1. $\times 10^6$	前処理室	1. $\times 10^6$	前処理室
機器分析室	2. $\times 10^8$	機器分析室	2. $\times 10^8$	機器分析室
第二機器分析室	2. $\times 10^{10}$	第二機器分析室	2. $\times 10^{10}$	第二機器分析室
サービスエリア (乾式貯蔵容器)	2. $\times 10^{16}$	サービスエリア (乾式貯蔵容器)	2. $\times 10^{16}$	サービスエリア (乾式貯蔵容器)

\* 1 PWR燃料集合体及びPWR燃料棒の放射能量は本施設で取扱う最大量となる次の条件で算出した。  
 ▷ PWR燃料集合体：平均燃焼度5.6000MWd/t  
 初期燃焼度5%  
 治却期間3ヶ月のもの

▷ PWR燃料棒：平均燃焼度6.2000MWd/t  
 初期燃焼度5%  
 治却期間3ヶ月のもの

▷ PWR燃料棒：平均燃焼度6.0000MWd/t  
 初期燃焼度5%  
 治却期間1.2ヶ月のもの

▷ PWR燃料棒：平均燃焼度6.2000MWd/t  
 初期燃焼度5%  
 治却期間3ヶ月のもの

\* 2 但し放射性物質等の量は、約3 $\times 10^{-6}$ g-U (約1. 1 $\times 10^{17}$ Bq)  
 \* 3 但し放射性物質等の量は、約1. 1 $\times 10^{-6}$ g-U (約4. 1 $\times 10^{16}$ Bq)  
 約10cm<sup>3</sup>-ガス (約1. 9 $\times 10^{16}$ Bq)  
 約1g-被覆管 (約9. 3 $\times 10^8$ Bq)

\* 4 但し未照射燃料棒の放射能量を含む  
 \* 5 但し放射性物質等の量は、約3 $\times 10^{-6}$ g-U (約2. 0 $\times 10^{16}$ Bq)  
 \* 6 PWR燃料集合体2体分。放射能算出時のPWR燃料集合体1体あたりのデータは下記のとおり。

初期燃焼度 4.7%  
 平均燃焼度 5.5000MWd/t  
 治却期間 1.0年

F 1.2-1-3  
 障害2-1

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>(1)障害対策書 3. 外部被ばくに対する対策)より移動)</p> <p>3.1 総要</p> <p>本施設においては、外部被ばくに対する対策により、立入区域の線量を予め定めた設計基準以下にし從事者等に必要な遮蔽体を設ける事により、立入区域の線量を定めた設計基準以下にし從事者等の放射線外部被ばくをできるだけ低くする。</p> <p>設計基準(遮蔽体の表面の線量)は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>従事者等が常時立ち入る区域 ..... <math>2.5 \mu \text{Sv/h}</math> 以下</li> <li>従事者等が臨時立ち入る区域 ..... <math>2.50 \mu \text{Sv/h}</math> 以下</li> </ol> <p>さらに管理区域境界で <math>1.3 \text{m Sv/3月}</math> (<math>2.6 \mu \text{Sv/h}</math>) 以下とする。</p> <p>又、遮蔽窓及び貫通孔等に関する設計方針は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>遮蔽窓</li> </ol> <p>各セルの遮蔽窓の遮蔽能力は、遮蔽窓を取り付ける遮蔽体の遮蔽能力(設計基準値 <math>2.5 \mu \text{Sv/h}</math> 以下)と同様以上の船ガラスで構成し、安全を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マスタースレーブマニブレータスリープ</li> </ol> <p>燃料棒あるいは試片等の移動時に懸念されるマスタースレーブマニブレータの貫通機構部からの放射線の漏洩について、内部に可能な限り遮蔽を施したマスタースレーブマニブレータを使用する。</p> <p>更に必要によりサーベイメータ等で、空間の線量を測定し放射線被ばくに対する管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>貫通孔等</li> </ol> <p>セルの遮蔽壁を貫通する孔は、直線状に貫通させることは極力避け。止むなく直線状とする場合は、孔の先端部に必要な遮蔽材を取り付ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マスタースレーブマニブレータスリープ</li> </ol> <p>燃料棒あるいは試片等の移動時に懸念されるマスタースレーブマニブレータの貫通機構部からの放射線の漏洩については、内部に可能な限り遮蔽を施したマスタースレーブマニブレータを使用する。</p> <p>更に必要によりサーベイメータ等で、空間の線量を測定し放射線被ばくに対する管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>貫通孔等</li> </ol> <p>セルの遮蔽壁を貫通する孔は、直線状に貫通させることは極力避け。止むなく直線状とする場合は、孔の先端部に必要な遮蔽材を取り付ける。</p> <p>セルの遮蔽壁を貫通することにより取り付け、遮蔽壁と同等以上の比重厚さとし遮蔽性能を確保する。不規則形状部とともに大きな隙間は、可能な限り小さくし原則として屈曲スリットとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機器装置等</li> </ol> <p>不規則形状部を取付けることにより取り付け、セル遮蔽壁に遮蔽能力の低下する欠損部が生じる時は、遮蔽壁に鉄鋼材、筋材で補強することにより取り付け、遮蔽壁と同等以上の比重厚さとし遮蔽性能を確保する。</p> <p>不規則形状部にともなう隙間は、可能な限り小さくし原則として屈曲スリットとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>乾式貯蔵試験容器</li> </ol> <p>前処理室、機器分析室及び第二機器分析室の機器装置は、試料として照射した核燃料物質又は放射化された被覆管試片を取り扱うため、試料を取り扱う部分には遮蔽を取り付け、放射線被ばくを防止する。</p> <p>未照射核燃料物質の貯蔵及び照射した核燃料物質等の保管は、遮蔽された貯蔵箱に収納することにより、外部被ばくの管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>乾式貯蔵試験容器</li> </ol> <p>試験容器の開部、底部及び蓋部の <u>上</u>線遮蔽体には、炭素繊維またはステンレス繊維等の密度の高い金属材料を中心子遮蔽体には、水素を多く含むレジンを用い、さらに、近接防止のためのフェンス等を設置することで、外部被ばくの管理を行う。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ 記載の適正化(2)</p> <p>本施設においては、ブール、セル、保管庫の廃棄物保管エリア、その他の設備の壁、天井及び床等に必要な遮蔽体を設ける事により、立入区域の線量を予め定めた設計基準以下にし從事者等の放射線外部被ばくをできるだけ低くする。</p> <p>設計基準(遮蔽体の表面の線量)は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>従事者等が常時立ち入る区域 ..... <math>2.5 \mu \text{Sv/h}</math> 以下</li> <li>従事者等が臨時立ち入る区域 ..... <math>2.50 \mu \text{Sv/h}</math> 以下</li> </ol> <p>さらに管理区域境界で <math>1.3 \text{m Sv/3月}</math> (<math>2.6 \mu \text{Sv/h}</math>) 以下とする。</p> <p>又、遮蔽窓及び貫通孔等に関する設計方針は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>遮蔽窓</li> </ol> <p>各セルの遮蔽窓の遮蔽能力は、遮蔽窓を取り付ける遮蔽体の遮蔽能力(設計基準値 <math>2.5 \mu \text{Sv/h}</math> 以下)と同様以上の船ガラスで構成し、安全を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マスタースレーブマニブレータスリープ</li> </ol> <p>燃料棒あるいは試片等の移動時に懸念されるマスタースレーブマニブレータの貫通機構部からの放射線の漏洩について、内部に可能な限り遮蔽を施したマスタースレーブマニブレータを使用する。</p> <p>更に必要によりサーベイメータ等で、空間の線量を測定し放射線被ばくに対する管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>貫通孔等</li> </ol> <p>セルの遮蔽壁を貫通する孔は、直線状に貫通させることは極力避け。止むなく直線状とする場合は、孔の先端部に必要な遮蔽材を取り付ける。</p> <p>セルの遮蔽壁を貫通することにより取り付け、セル遮蔽壁に遮蔽能力の低下する欠損部が生じる時は、遮蔽壁に鉄鋼材で補強することにより取り付け、遮蔽壁と同等以上の比重厚さとし遮蔽性能を確保する。不規則形状部とともに大きな隙間は、可能な限り小さくし原則として屈曲スリットとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>機器装置等</li> </ol> <p>不規則形状部を取付けることにより取り付け、セル遮蔽壁に遮蔽能力の低下する欠損部が生じる時は、遮蔽壁に鉄鋼材、筋材で補強することにより取り付け、遮蔽壁と同等以上の比重厚さとし遮蔽性能を確保する。</p> <p>不規則形状部にともなう隙間は、可能な限り小さくし原則として屈曲スリットとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>乾式貯蔵試験容器</li> </ol> <p>前処理室、機器分析室及び第二機器分析室の機器装置は、試料として照射した核燃料物質又は放射化された被覆管試片を取り扱うため、試料を取り扱う部分には遮蔽を取り付け、放射線被ばくを防止する。</p> <p>未照射核燃料物質の貯蔵及び照射した核燃料物質等の保管は、遮蔽された貯蔵箱に収納することにより、外部被ばくの管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>乾式貯蔵試験容器</li> </ol> <p>試験容器の開部、底部及び蓋部の <u>上</u>線遮蔽体には、炭素繊維またはステンレス繊維等の密度の高い金属材料を中心子遮蔽体には、水素を多く含むレジンを用い、さらに、近接防止のためのフェンス等を設置することで、外部被ばくの管理を行う。</p>	<p>F 1.2 - 1 - 4</p>



## 【燃料ホットラグ施設】

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>遮蔽計算に用いた遮蔽体の厚さ、線源の状況等の計算条件は隣表3-2-5に、試料移送装置、X線回折装置、熱的性質測定装置、ICP質量分析装置及び分析SEMの線源位置モデルを隣図3-1-0、隣図3-1-4、隣図3-1-7、隣図3-6及び隣図3-1-3に示す。</p> <p>5) 保管庫 保管庫の機材保管エリアの遮蔽計算は、表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>のドラム缶84本(7列×4列×3段)を保管している状態とする。 保管庫の状況等の計算条件は隣表3-2-6に、線源位置モデルを隣図3-1-2に示す。</p> <p>6) 第2保管庫 第2保管庫の機材保管エリアの遮蔽計算は、表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>の200ドラム缶84本(7列×4列×3段)を保管している状態とする。 第2保管庫の遮蔽計算は、表面線量が0、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>の200ドラム缶84本(7列×4列×3段)を保管している状態、及び表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>の鉛遮蔽保管容器を5基(5列×1列×1段)を保管している状態とする。</p> <p>7) 乾式貯蔵試験容器 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算は隣表3-2-6に、線源位置モデルを隣図3-1-5及び隣図3-1-6に示す。</p> <p>乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算は、保守的な評価となるよう<math>5 \text{ GWd/t}</math>燃料集合体を2体収納(燃焼度<math>5.5 \text{ GWd/t}</math>、冷却期間10年)した状態とした。遡り解析における解析モデルを隣図3-1-8に示す。 また、乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算に用いた燃料子効率の<math>\gamma_{\text{ガソルギー}}</math>分布を隣表3-2-7に、乾式貯蔵試験容器1基あたりの中性子発生量を隣表3-2-8に示す。</p> <p>3. 3 遮蔽計算コード ガソルギー遮蔽計算は、QAD-CGGP2コードを用いた。 AN1SNコードはAN1SNコードを用いた。 AN1SNコードではNo.1セル及びNo.2セルでは無限円柱モデル、その他の計算では球モデルを用いた。</p> <p>補強による不規則形状物遮蔽の計算は、それぞれの補強遮蔽体の厚さに比重を乗じて比重厚さ(<math>\rho_t</math>)を求め、各比重厚さの和を求める。 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算コードは、ORIGEN2及びDOT3.5を用いた。乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算フローを隣図3-1-9に示す。</p> <p>3. 4 ガソルギーによる線量の計算結果 1) ブール・セル 隣表3-2-2に示すガソルギー分布の各エネルギー群の上限値を代表エネルギーとして計算する。 計算結果は隣表3-2-1に示す。</p> <p>5. ゾーンによる線量の計算結果 1) ブール・セル 隣表3-1-3に示すガソルギー分布の各エネルギー群の上限値を代表エネルギーとして計算する。 計算結果は隣表3-1-2に示す。</p>	<p>遮蔽計算に用いた遮蔽体の厚さ、線源の状況等の計算条件は表1.2-1-6に、試料移送装置、X線回折装置、熱的性質測定装置、ICP質量分析装置及び分析SEMの線源位置モデルを表1.2-1-12、隣1.2-1-15、隣1.2-1-18、隣1.2-1-1-4に示す。</p> <p>5) 保管庫 保管庫の危険物保管エリアの遮蔽計算は、表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>のドラム缶84本(7列×4列×3段)を保管している状態とする。 線源の状況等の計算条件は表1.2-1-7に、線源位置モデルを隣1.2-1-1-3に示す。</p> <p>6) 第2保管庫 第2保管庫の機材保管エリアの遮蔽計算は、容器表面線量が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以下であるので考慮しない。</p> <p>第2保管庫の遮蔽計算は、表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>の200ドラム缶84本(7列×4列×3)を保管している状態、及び表面線量が0、<math>5 \text{ mSv/h}</math>の鉛遮蔽保管容器を5基(5列×1列×1段)を保管している状態とする。</p> <p>線源の状況等の計算条件は表1.2-1-7に、線源位置モデルを隣1.2-1-6及び隣1.2-1-7に示す。</p> <p>7) 乾式貯蔵試験容器 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算は、保守的な評価となるよう<math>5.5 \text{ GWd/t}</math>燃料集合体を2体収納(燃焼度<math>5.5 \text{ GWd/t}</math>、冷却期間10年)した状態とした。遡り解析における解析モデルを隣1.2-1-1-9に示す。また、乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算に用いた燃料子効率の<math>\gamma_{\text{ガソルギー}}</math>分布を表1.2-1-8に、乾式貯蔵試験容器1基あたりの中性子発生量を表1.2-1-9に示す。</p> <p>4. 遮蔽計算コード ゾーン遮蔽計算は、QAD-CGGP2コードを用いた。 中性子線遮蔽計算は、AN1SNコードを用いた。 AN1SNコードではNo.1セル及びNo.2セルでは無限円柱モデル、その他の計算では球モデルを用いた。</p> <p>補強による不規則形状物遮蔽の計算は、それぞれの補強遮蔽体の厚さに比重を乗じて比重厚さ(<math>\rho_t</math>)を求める、各比重厚さの和を求める。 各比重厚さの和は、取付遮壁の比重厚さと同等以上とする。 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算コードは、ORIGEN2及びDOT3.5を用いた。乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算フローを隣図1.2-1-20に示す。</p> <p>5. ゾーンによる線量の計算結果 1) ブール・セル 表1.2-1-3に示すガソルギー分布の各エネルギー群の上限値を代表エネルギーとして計算する。 計算結果は隣表3-1-2に示す。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2)3(2) 記載の適正化(2)4)</p> <p>記載の適正化(2)4)</p> <p>F 1.2-1-6</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新別対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>セルの遮蔽において、各エリヤで遮蔽体の表面における線量の最大値は、オペレーションエリヤ側で7.5  <math>5 \times 10^{-6} \mu \text{Sv/h}</math> (No. 3 セル, No. 4 セル), サービスエリヤ側で2.4 <math>\times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}</math>  <math>(\text{No. } 3 \text{ セル, No. } 4 \text{ セル, } \text{セル天井で } 3.1 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}</math> (No. 2 セル) である。</p> <p>2) 不規則形状物 不規則形状物の補助遮蔽体の比重厚さの設計計算例を図3-7及び図3-8に示す。</p> <p>3) 前処理室、機器分析室 前処理室、機器分析室における各種機器装置類に対するガンマ線による線量の計算結果を表3-2-1に示す。</p> <p>4) 第二機器分析室 機器装置類の中で遮蔽体の表面における線量の最大値は、ガス質量分析装置で表3-1に示す。</p> <p>5) 保管庫 機器装置類の中で遮蔽体の表面における線量の最大値は、ガス質量分析装置で表3-1に示す。</p> <p>6) 第2保管庫 第2保管庫におけるガンマ線による線量の計算結果を表3-2-6に示す。</p> <p>7) 乾式貯蔵試験容器 乾式貯蔵試験容器におけるガンマ線による線量の計算結果を表3-2-6に示す。</p> <p>8) 中性子線による線量の計算結果 中性子線による線量はICRP-Pub. 74に示された換算係数を使用し、さらに2次々線を含めた計算結果を表3-2-2に示す。なお、乾式貯蔵試験容器の計算結果については、表3-2-1に示す。</p>	<p>セルの遮蔽において、各エリヤで遮蔽体の表面における線量の最大値は、オペレーションエリヤ側で7.5  <math>\times 10^{-6} \mu \text{Sv/h}</math> (No. 3 セル, No. 4 セル), サービスエリヤ側で2.4 <math>\times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}</math> (No. 3 セル, No. 4 セル, セル天井で3.1 <math>\times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}</math> (No. 2 セル) である。</p> <p>2) 不規則形状物 不規則形状物の補助遮蔽体の比重厚さの設計計算例を図3-2-1-9及び図3-2-1-10に示す。</p> <p>3) 前処理室、機器分析室 前処理室、機器分析室における各種機器装置類に対するエ線による線量の計算結果を表1.2-1-5に示す。</p> <p>4) 第二機器分析室 第一機器分析室における各種機器装置類に対するガス質量分析装置で表1.1 <math>\times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}</math> である。</p> <p>5) 保管庫 機器装置類の中で遮蔽体の表面における線量の最大値は、分析SEMの天井で9.3 <math>\times 10^{-6} \mu \text{Sv/h}</math> である。</p> <p>6) 第2保管庫 第2保管庫におけるガンマ線による線量の計算結果を表1.2-1-7に示す。</p> <p>7) 乾式貯蔵試験容器 乾式貯蔵試験容器におけるエ線による線量の値は2.6 <math>\times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}</math> で、遮蔽体の表面の線量の値は3.0 <math>\times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}</math> である。</p> <p>8) 中性子線による線量の計算結果 中性子線による線量はICRP-Pub. 74に示された換算係数を使用し、さらに2次々線を含めた計算結果を表1.2-1-10に示す。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) (2)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>F 1.2-1-7</p>

## 【燃料ホットラグ施設】

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>3. 6 放射線被ばくの評価 1) セル 3. 2で想定した燃料棒について算出した結果、それぞれの遮蔽体の表面における線量は、本施設の運動を考慮した設計基準値以下である。 2) ブール 3. 2で想定した燃料集合体の配置について算出した結果、プリックレーン床の表面における線量は、本施設の運動を考慮した設計基準値以下である。 3) 前処理室、機器分析室における機器・装置類 3. 2で想定した機器・装置類の遮蔽について算出した結果、遮蔽体の表面における線量は、設計基準値以下である。 4) 第二機器分析室における機器・装置類 3. 2で想定した機器・装置類の遮蔽について算出した結果、遮蔽体の表面の線量は、設計基準値以下である。 5) 保管庫における建屋外壁面の表面及び遮蔽体の表面 3. 2で想定した保管庫の遮蔽について算出した結果、建屋外壁面の表面の線量及び遮蔽体の表面の線量は、設計基準値以下である。 6) 第2保管庫における建屋外壁面の表面 3. 2で想定した第2保管庫の遮蔽について算出した結果、建屋外壁面の表面の線量は、設計基準値以下である。 7) 乾式貯蔵試験容器の各部位表面 3. 2で想定した乾式貯蔵試験容器の遮蔽について算出した結果、当該試験容器各部位における表面の線量は、それぞれの部位において設計基準値以下である。</p> <p>3. 2で想定した乾式貯蔵試験容器の遮蔽について算出した結果、当該試験容器各部位における表面の線量は、それぞれの部位において設計基準値以下である。</p>	<p>7. 放射線被ばくの評価 1) セル 3.) で想定した燃料棒について算出した結果、それぞれの遮蔽体の表面における線量は、本施設の運動を考慮した設計基準値以下である。 2) ブール 3.) で想定した燃料集合体の配置について算出した結果、プリックレーン床の表面における線量は、本施設の運動を考慮した設計基準値以下である。 3.) 前処理室、機器分析室における機器・装置類 3.) で想定した機器・装置類の遮蔽について算出した結果、遮蔽体の表面における線量は、設計基準値以下である。 4.) 第二機器分析室における機器・装置類 3.) で想定した機器・装置類の遮蔽について算出した結果、遮蔽体の表面の線量は、設計基準値以下である。 5.) 保管庫における建屋外壁面の表面及び遮蔽体の表面 3.) で想定した保管庫の遮蔽について算出した結果、建屋外壁面の表面の線量及び遮蔽体の表面の線量は、設計基準値以下である。 6.) 第2保管庫における建屋外壁面の表面 3.) で想定した第2保管庫の遮蔽について算出した結果、建屋外壁面の表面の線量は、設計基準値以下である。 7.) 乾式貯蔵試験容器の各部位表面 3.) で想定した乾式貯蔵試験容器の遮蔽について算出した結果、当該試験容器各部位における表面の線量は、それぞれの部位において設計基準値以下である。</p> <p>3.) で想定した乾式貯蔵試験容器の遮蔽について算出した結果、当該試験容器各部位における表面の線量は、それぞれの部位において設計基準値以下である。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ② 記載の適正化(2) 4 記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

□ で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前		変更後		理由
障表 3-2-2 γ線エネルギー分布				
エネルギー群	エネルギー範囲 (MeV)	光子数 * 1 燃料棒 (photons/sec)	光子数 * 2 集合体 (photons/sec)	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ② 記載の適正化(2) ④
1	$1.00 \times 10^{-2}$	$2.00 \times 10^{-2}$	$1.68 \times 10^{-4}$	$1.54 \times 10^{10}$
2	$2.00 \times 10^{-2}$	$3.00 \times 10^{-2}$	$3.47 \times 10^{15}$	$2.00 \times 10^{-2}$
3	$3.00 \times 10^{-2}$	$4.50 \times 10^{-2}$	$3.44 \times 10^{16}$	$3.00 \times 10^{-2}$
4	$4.50 \times 10^{-2}$	$7.00 \times 10^{-2}$	$3.18 \times 10^{16}$	$4.50 \times 10^{-2}$
5	$7.00 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$2.22 \times 10^{16}$	$7.00 \times 10^{-2}$
6	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.50 \times 10^{-1}$	$2.49 \times 10^{16}$	$1.00 \times 10^{-1}$
7	$1.50 \times 10^{-1}$	$3.00 \times 10^{-1}$	$1.93 \times 10^{16}$	$1.50 \times 10^{-1}$
8	$3.00 \times 10^{-1}$	$4.50 \times 10^{-1}$	$1.10 \times 10^{16}$	$3.00 \times 10^{-1}$
9	$4.50 \times 10^{-1}$	$7.00 \times 10^{-1}$	$1.11 \times 10^{16}$	$4.50 \times 10^{-1}$
10	$7.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^0$	$1.56 \times 10^{16}$	$7.00 \times 10^{-1}$
11	$1.00 \times 10^0$	$1.50 \times 10^0$	$5.94 \times 10^{12}$	$1.00 \times 10^0$
12	$1.50 \times 10^0$	$2.00 \times 10^0$	$1.96 \times 10^{12}$	$1.50 \times 10^0$
13	$2.00 \times 10^0$	$2.50 \times 10^0$	$9.07 \times 10^{11}$	$2.00 \times 10^0$
14	$2.50 \times 10^0$	$3.00 \times 10^0$	$7.40 \times 10^{11}$	$2.50 \times 10^0$
15	$3.00 \times 10^0$	$4.00 \times 10^0$	$6.50 \times 10^{10}$	$3.00 \times 10^0$
16	$4.00 \times 10^0$	$6.00 \times 10^0$	$2.11 \times 10^6$	$4.00 \times 10^0$
17	$6.00 \times 10^0$	$8.00 \times 10^0$	$2.43 \times 10^4$	$6.00 \times 10^0$
18	$8.00 \times 10^0$	$1.40 \times 10^1$	$2.79 \times 10^3$	$8.00 \times 10^0$
* 1 3ヶ月間冷却 * 2 12ヶ月間冷却		* 1 3ヶ月間冷却 * 2 12ヶ月間冷却		
表 3-2-3 燃料棒 ■ 燃料集合体用 1本当たりの中性子発生量 (n/sec)				
表 1.2-1-4 燃料棒 ■ 燃料集合体用 1本当たりの中性子発生量 (n/sec)		記載の適正化(2) ④		
冷却期間	3ヶ月	冷却期間	3ヶ月	
中性子発生量	$5.02 \times 10^6$	中性子発生量	$5.02 \times 10^6$	

F 1.2-1-1-0

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前						変更後						理由	
臓表3-2-4 前処理室、機器分析室の装置等の遮蔽計算条件と結果												既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2)④	
機器・装置	取扱放射能量 (B·q)	源原から の距離 (約cm)	鉛当量 厚さ (約cm)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	備考	機器・装置	取扱放射能量 (B·q)	源原から の距離 (約cm)	鉛当量 厚さ (約cm)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	備考	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2)②	
前フード	$3 \times 10^6$	3.0	—	$2 \times 3 \times 10^0$	フード外表面	フード	$3 \times 10^6$	3.0	—	$2 \times 3 \times 10^0$	フード外表面	記載の適正化(2)④	
クローブボックス	$3 \times 10^6$	2.5	—	$3 \times 10^0$	クローブボックス 外表面	クローブボックス	$3 \times 10^6$	2.5	—	$3 \times 10^0$	クローブボックス 外表面	記載の適正化(2)②	
質量分析装置 (燃焼度測定用)	$3 \times 10^4$	2.0	—	$5 \times 2 \times 10^{-2}$	装置外表面	質量分析装置 (燃焼度測定用)	$3 \times 10^4$	2.0	—	$5 \times 2 \times 10^{-2}$	装置外表面	記載の適正化(2)④	
ガス・質量分析装置 (ガス分析用)	$1 \times 9 \times 10^9$	1.0	1.5	$1 \times 1 \times 10^1$	装置外表面	ガス・質量分析装置 (ガス分析用)	$1 \times 9 \times 10^9$	1.0	1.5	$1 \times 1 \times 10^1$	装置外表面	記載の適正化(2)②	
電子顕微鏡	$3 \times 10^6$	1.2, 5	—	$1 \times 3 \times 10^0$	装置外表面	電子顕微鏡	$3 \times 10^6$	1.2, 5	—	$1 \times 3 \times 10^0$	装置外表面	記載の適正化(2)④	
分水素分析装置	$9 \times 3 \times 10^8$	4.0	5	$9 \times 9 \times 10^0$	装置外表面	分水素分析装置	$9 \times 3 \times 10^8$	4.0	5	$9 \times 9 \times 10^0$	装置外表面	記載の適正化(2)②	
F 1 B加工装置	$3 \times 7 \times 10^6$	1.5	—	$7 \times 0 \times 10^0$	装置外表面	F 1 B加工装置	$3 \times 7 \times 10^6$	1.5	—	$7 \times 0 \times 10^0$	装置外表面	記載の適正化(2)④	
微小試片貯蔵箱	$7 \times 4 \times 10^9$	3.0	$1 \times 10^{*1}$	$8 \times 3 \times 10^{-1}$	貯蔵箱外表面	微小試片貯蔵箱	$7 \times 4 \times 10^9$	3.0	$1 \times 10^{*1}$	$8 \times 3 \times 10^{-1}$	貯蔵箱外表面	記載の適正化(2)②	
未照射燃料・試料 貯蔵箱* <sub>2</sub>	$2 \times 3 \times 10^8$	3.0	1	$1 \times 8 \times 10^{-2}$	貯蔵箱外表面	未照射燃料・試料 貯蔵箱* <sub>2</sub>	$2 \times 3 \times 10^8$	3.0	1	$1 \times 8 \times 10^{-2}$	貯蔵箱外表面	記載の適正化(2)④	

\* 1 微小試片貯蔵箱には、X線マイクロ分析装置の遮蔽付試料ホルダが貯蔵されるので、その  
鉛当量厚8cmを加え合計10cmとする。

\* 2 未照射燃料試料貯蔵箱は、1.0%濃縮ウラン1.2kgとして計算。

\* 1 微小試片貯蔵箱には、X線マイクロ分析装置の遮蔽付試料ホルダが貯蔵されるので、その  
鉛当量厚8cmを加え合計10cmとする。

\* 2 未照射燃料試料貯蔵箱は、1.0%濃縮ウラン1.2kgとして計算。

		変更前		変更後		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2)④						
表1.2-1-6 第二機器分析室の装置の遮蔽計算条件と結果												
機器3-2-5 第二機器分析室の装置の遮蔽計算条件と結果												
機器・装置	取扱放射能量 (Bq)	遮蔽体厚さ (約cm)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	備考							
試料移送装置	2, $0 \times 10^{10}$	5.0	2.0 (鉛)	5, $0 \times 10^0$	前面及び側面							
		1.50	1.5 (鉛)	3, $7 \times 10^0$	天井							
		1.20	9 (鉛)	1, $8 \times 10^0$	側面							
		5.0	9 (鉛)	8, $5 \times 10^0$	背面							
分析SEM	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	8 (鉛)	9, $2 \times 10^0$	前面							
		1.00	7 (鉛)	9, $3 \times 10^0$	天井							
		6.0	9 (鉛)	7, $6 \times 10^0$	前面							
X線回折装置	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	9 (鉛)	5, $5 \times 10^0$	側面							
		9.0	7 (鉛)	1, $2 \times 10^1$	天井							
		6.0	9 (鉛)	7, $6 \times 10^0$	前面							
熱的性質測定装置	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	9 (鉛)	5, $5 \times 10^0$	側面							
		7.0	8 (鉛)	1, $0 \times 10^{-4}$	天井							
ICP質量分析装置	3, $7 \times 10^6$	2.0	—	5, $2 \times 10^{-1}$	装置外表面							

機器・装置	取扱放射能量 (Bq)	遮蔽体厚さ (約cm)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	備考
試料移送装置	2, $0 \times 10^{10}$	5.0	2.0 (鉛)	5, $0 \times 10^0$	前面及び側面
		1.50	1.5 (鉛)	3, $7 \times 10^0$	天井
		1.20	9 (鉛)	1, $8 \times 10^0$	側面
		5.0	9 (鉛)	8, $5 \times 10^0$	背面
分析SEM	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	8 (鉛)	9, $2 \times 10^0$	前面
		1.00	7 (鉛)	9, $3 \times 10^0$	天井
		6.0	9 (鉛)	7, $6 \times 10^0$	前面
X線回折装置	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	9 (鉛)	5, $5 \times 10^0$	側面
		9.0	7 (鉛)	1, $2 \times 10^1$	天井
		6.0	9 (鉛)	7, $6 \times 10^0$	前面
熱的性質測定装置	2, $0 \times 10^{10}$	7.0	9 (鉛)	5, $5 \times 10^0$	側面
		7.0	8 (鉛)	1, $0 \times 10^{-4}$	天井
ICP質量分析装置	3, $7 \times 10^6$	2.0	—	5, $2 \times 10^{-1}$	装置外表面

図表3-2-6 保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫の遮蔽計算条件と結果

図表1-2-1-7 保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫の遮蔽計算条件と結果

変更前				変更後				理由	
既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2)④									
機器・装置	取扱放射能量 (Bq)	線源から 遮蔽体厚さ の距離 (約cm)	遮蔽体表面の 機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	機器・装置	取扱放射能量 (Bq)	線源から 遮蔽体厚さ の距離 (約cm)	遮蔽体厚さ コングリート (約cm)	機器外表面の 線量 ( $\mu$ Sv/h)	備考
保管 廃棄物保管エリア 表面 0.5mSv/h のドラム缶 7列×4列×3段	220	2, 6×10 <sup>-2</sup>	建屋外壁面	保管 廃棄物保管エリア 表面 0.5mSv/h のドラム缶(8.4本) 7列×4列×3段	0, 5mSv/h のドラム缶(8.4本) 7列×4列×3段	220	70	2, 6×10 <sup>-2</sup>	建屋外壁面
120	70	3, 0×10 <sup>-2</sup>	遮蔽体表面	120	70	3, 0×10 <sup>-2</sup>	遮蔽体表面		
低レベル(B) エリア	表面 0.5mSv/h のドラム缶 7列×4列×3段	120	70	3, 0×10 <sup>-2</sup>	建屋外壁面	低レベル(B) エリア	表面 0.5mSv/h のドラム缶(8.4本) 7列×4列×3段	120	70
第2 保管 庫 低レベル(A) エリア	表面 0.5mSv/h の鉄遮蔽容器(5基) 5列×1列×1段	130	70	6, 8×10 <sup>-2</sup>	建屋外壁面	第2 保管 庫 低レベル(A) エリア	表面 0.5mSv/h の鉄遮蔽容器(5基) 5列×1列×1段	130	70
								6, 8×10 <sup>-2</sup>	建屋外壁面

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前				変更後				理由							
<b>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2) ④</b>															
<b>表1.2-1-8 乾式貯藏試験容器における燃料有効部のγ線エネルギー分布</b>															
エネルギー一群数	平均エネルギー(MeV)	光子数*(PWR燃料集合体2体)(photons/sec)	エネルギー群数	平均エネルギー(MeV)	光子数*(PWR燃料集合体2体)(photons/sec)	エネルギー群数	平均エネルギー(MeV)	光子数*(PWR燃料集合体2体)(photons/sec)	記載の適正化(2) ④						
1	0.01	$3 \cdot 20 \times 10^{15}$	1	0.01	$3 \cdot 201 \times 10^{15}$	2	0.025	$6 \cdot 731 \times 10^{14}$							
2	0.025	$6 \cdot 731 \times 10^{14}$	3	0.0375	$8 \cdot 555 \times 10^{14}$	4	0.0575	$6 \cdot 325 \times 10^{14}$							
3	0.0375	$8 \cdot 555 \times 10^{14}$	5	0.085	$3 \cdot 831 \times 10^{14}$	6	0.125	$3 \cdot 948 \times 10^{14}$							
4	0.0575	$6 \cdot 325 \times 10^{14}$	7	0.225	$3 \cdot 127 \times 10^{14}$	8	0.375	$1 \cdot 455 \times 10^{14}$							
5	0.085	$3 \cdot 831 \times 10^{14}$	9	0.575	$5 \cdot 762 \times 10^{15}$	10	0.85	$6 \cdot 178 \times 10^{14}$							
6	0.125	$3 \cdot 948 \times 10^{14}$	11	1.25	$2 \cdot 361 \times 10^{14}$	12	1.75	$6 \cdot 673 \times 10^{14}$							
7	0.225	$3 \cdot 127 \times 10^{14}$	13	2.25	$9 \cdot 918 \times 10^{14}$	14	2.75	$7 \cdot 912 \times 10^9$							
8	0.375	$1 \cdot 455 \times 10^{14}$	15	3.5	$1 \cdot 006 \times 10^9$	16	5.0	$4 \cdot 915 \times 10^9$							
9	0.575	$5 \cdot 762 \times 10^{15}$	17	7.0	$5 \cdot 697 \times 10^9$	18	9.5	$6 \cdot 511 \times 10^9$							
10	0.85	$6 \cdot 178 \times 10^{14}$	* 10年間冷却				表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量								
11	1.25	$2 \cdot 361 \times 10^{14}$	表1.2-1-8 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
12	1.75	$6 \cdot 673 \times 10^{14}$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
13	2.25	$9 \cdot 918 \times 10^{14}$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
14	2.75	$7 \cdot 912 \times 10^9$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
15	3.5	$1 \cdot 006 \times 10^9$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
16	5.0	$4 \cdot 915 \times 10^9$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
17	7.0	$5 \cdot 697 \times 10^9$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								
18	9.5	$6 \cdot 511 \times 10^9$	表1.2-1-9 乾式貯藏試験容器1基あたりの中性子発生量				記載の適正化(2) ④								

障表3-2-8 乾式貯藏試験容器における燃料有効部のγ線エネルギー分布

冷却期間	10年
中性子発生量(n/sec) (全中性子源強度)	$1 \cdot 626 \times 10^9$

冷却期間	10年
中性子発生量(n/sec) (全中性子源強度)	$1 \cdot 626 \times 10^9$

障-3-1-1

F 1.2-1-1-4

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由																																																											
<p>■ 雜表3-2-9 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算条件と結果</p> <p>表1.2-1-1.0 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算条件と結果</p> <p>(単位: <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>容器頭部 軸方向</th> <th>容器頭部 周方向</th> <th>容器側面部 容器底部 周方向</th> <th>容器側面部 容器底部 周方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>力マニマニ</u></td> <td>燃料有効部</td> <td>2.6</td> <td>1.7</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>構造材放射化</td> <td>14.5</td> <td>16.7</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>二次ガソマニ</u></td> <td>中性子</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125.2</td> <td>143.3</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>&lt;総量当量率制限値&gt;</td> <td>250 以下</td> <td>250 以下</td> <td>25 以下</td> <td>25 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・容器頭部（軸方向）及び容器頭部（周方向）については、従事者等が随時立ち入る区域。    ・容器側面部及び容器底部（周方向）については、従事者等が常時立ち入る区域。    上記評価に係わる遮蔽厚さについては、図1.2-1-1-1を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図1.2-1-2-0を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図3-1-8を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図3-1-9を参照。</p>	評価点	容器頭部 軸方向	容器頭部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	<u>力マニマニ</u>	燃料有効部	2.6	1.7	13.0	構造材放射化	14.5	16.7	2.0	<u>二次ガソマニ</u>	中性子	1.0	0.7	0.6	合計	125.2	143.3	95.8	<総量当量率制限値>	250 以下	250 以下	25 以下	25 以下	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4)</p> <p>(単位: <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>容器頭部 軸方向</th> <th>容器頭部 周方向</th> <th>容器側面部 容器底部 周方向</th> <th>容器側面部 容器底部 周方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>力</u></td> <td>燃料有効部</td> <td>2.6</td> <td>1.7</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>構造材放射化</td> <td>14.5</td> <td>16.7</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>二</u></td> <td>二次工線</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>中性子</td> <td>125.2</td> <td>77.7</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143.3</td> <td>95.8</td> <td>24.9</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>&lt;総量当量率制限値&gt;</td> <td>250 以下</td> <td>250 以下</td> <td>25 以下</td> <td>25 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・容器頭部（軸方向）及び容器頭部（周方向）については、従事者等が随時立ち入る区域。    ・容器側面部及び容器底部（周方向）については、従事者等が常時立ち入る区域。    上記評価に係わる遮蔽厚さについては、図1.2-1-1-1を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図1.2-1-2-0を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図3-1-8を参照。    上記評価に係わる遮蔽計算フローについては、図3-1-9を参照。</p>	評価点	容器頭部 軸方向	容器頭部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	<u>力</u>	燃料有効部	2.6	1.7	13.0	構造材放射化	14.5	16.7	2.0	<u>二</u>	二次工線	1.0	0.7	0.6	中性子	125.2	77.7	5.0	合計	143.3	95.8	24.9	10.4	<総量当量率制限値>	250 以下	250 以下	25 以下	25 以下	<p>記載の適正化(2) 4) 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4) 記載の適正化(2) 4)</p>
評価点	容器頭部 軸方向	容器頭部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向																																																											
<u>力マニマニ</u>	燃料有効部	2.6	1.7	13.0																																																											
	構造材放射化	14.5	16.7	2.0																																																											
<u>二次ガソマニ</u>	中性子	1.0	0.7	0.6																																																											
	合計	125.2	143.3	95.8																																																											
<総量当量率制限値>	250 以下	250 以下	25 以下	25 以下																																																											
評価点	容器頭部 軸方向	容器頭部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向	容器側面部 容器底部 周方向																																																											
<u>力</u>	燃料有効部	2.6	1.7	13.0																																																											
	構造材放射化	14.5	16.7	2.0																																																											
<u>二</u>	二次工線	1.0	0.7	0.6																																																											
	中性子	125.2	77.7	5.0																																																											
合計	143.3	95.8	24.9	10.4																																																											
<総量当量率制限値>	250 以下	250 以下	25 以下	25 以下																																																											

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(記載なし)</p> <p>8. 1F燃料デブリの線量評価</p> <p>許可可の1.5×1.5燃料棒を1.0gに規格化した時のエネルギースペクトルを表1.2-1-1、1F燃料デブリの1.0gに規格化した時のエネルギースペクトルを表1.2-1-1.2に示す。また、それぞれの放射能を表1.2-1-1.3に、中性子発生数を表1.2-1-1.4に示す。放射能及び中性子発生数において、1F燃料デブリは既許可範囲に包含される。</p> <p>表1.2-1-1.5に既許可の燃料棒及び1F燃料デブリを1.0gに規格化した時のγ線の実効線量率を示す。</p> <p>各エネルギースペクトルの光子発生数より、ICRP-Pub. 74の実効線量換算係数に基づき実効線量率を算出するとともに、1F燃料デブリは燃資材の放射化により、<math>^{60}\text{Co}</math>が多く含まれていることが想定されることから、1F燃料デブリの光子スペクトルがすべて<math>^{60}\text{Co}</math>由来であるとした時の実効線量率を参考として求めた。</p> <p>1F燃料デブリのγ線における実効線量率は既許可の実効線量率に包含される。</p> <p>以上より、1F燃料デブリは既許可範囲に包含されており、既許可の測定能力で問題なく取り扱うことが可能である。</p>		<p>1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1)</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後			理由由			
(記載なし)					1F燃料デブリの取扱いを行う(2) 1)			
表 1.2-1-1-1.1 1.0 gに規格化した既許可源のエネルギースペクトル					1F燃料デブリの取扱いを行う(2) 1)			
エネルギー群数	平均エネルギー [MeV]	既許可源 光子数 [p/s]						
1	0.02	$4.96 \times 10^{11}$						
2	0.03	$1.16 \times 10^{11}$						
3	0.045	$1.15 \times 10^{11}$						
4	0.07	$9.96 \times 10^{10}$						
5	0.1	$6.85 \times 10^9$						
6	0.15	$1.13 \times 10^{11}$						
7	0.3	$5.97 \times 10^9$						
8	0.45	$3.25 \times 10^9$						
9	0.7	$3.28 \times 10^{11}$						
10	1.0	$4.61 \times 10^{11}$						
11	1.5	$1.75 \times 10^9$						
12	2.0	$5.79 \times 10^9$						
13	2.5	$2.68 \times 10^9$						
14	3.0	$1.92 \times 10^8$						
15	4.0	$6.03 \times 10^6$						
16	6.0	$6.23 \times 10^2$						
17	8.0	$7.18 \times 10^1$						
18	14.0	$8.24 \times 10^0$						

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由 1F燃料デブリの取扱いを行う(2)1)	
(記載なし)		表1.2-1-1.2_1.0 gに規格化した1F燃料デブリのエネルギー・ベクトル*			
表1.2-1-1.2_1.0 gに規格化した既許可線源及び1F燃料デブリの放射能					
エネルギー・群数	エネルギー[MeV]	1F燃料デブリ光子数[ $\mu/s$ ]			
1	0.010	$1.19 \times 10^7$			
2	0.025	$2.86 \times 10^8$			
3	0.038	$1.27 \times 10^9$			
4	0.058	$3.17 \times 10^8$			
5	0.085	$1.59 \times 10^8$			
6	0.125	$2.46 \times 10^8$			
7	0.225	$1.35 \times 10^8$			
8	0.375	$8.73 \times 10^7$			
9	0.575	$1.67 \times 10^{10}$			
10	0.850	$8.73 \times 10^8$			
11	1.250	$2.46 \times 10^8$			
12	1.750	$6.43 \times 10^8$			
13	2.250	$2.86 \times 10^5$			
14	2.750	$1.43 \times 10^4$			
15	3.500	$1.90 \times 10^3$			
16	5.000	$2.94 \times 10^1$			
17	7.000	$3.41 \times 10^0$			
18	9.500	$3.89 \times 10^{-1}$			
表1.2-1-1.3_1.0 gに規格化した既許可線源及び1F燃料デブリのγ線実効線量率					
既許可線源		1F燃料デブリ*			
(1.0 g)		(1.0 g)	(1.0 g)		
放射能[Bq]		$2.09 \times 10^{12}$	$7.55 \times 10^9$		
表1.2-1-1.4_1.0 gに規格化した既許可線源及び1F燃料デブリの中性子発生量					
既許可線源		1F燃料デブリ*			
(1.0 g)		(1.0 g)	(1.0 g)		
中性子発生量[n/sec]		$1.48 \times 10^4$	$6.90 \times 10^2$		
表1.2-1-1.5_1.0 gに規格化した既許可線源及び1F燃料デブリのγ線実効線量率					
既許可線源		$^{60}\text{Co}$ (参考)			
(1.0 g)		(1.0 g)	(1.0 g)		
実効線量率[ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ]	$1.38 \times 10^{10}$	$1.90 \times 10^8$	$4.10 \times 10^9$		

\*:出典：日本原子力開発機構、JAEA-Data/Code2012-018「福島第一原子力発電所の燃料組成評価」、2012年9月

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後
<p>(「障害対策書 9. 周辺環境への影響の評価」より移動)</p> <p>9.3 放射性固体廃棄物による影響</p> <p>放射性固体廃棄物は、保管庫の廃棄物保管エリアに表面の線量0.5mSv/hのドラム缶を200本配置、第2保管庫に線量0.5mSv/hのドラム缶を400本及び鉄製容器30基を配置し、且つセル内には最大取扱い放射能量が常時あるものとして周辺監視区域境界の線量を求める。</p> <p>各セル及び保管庫等からの線量を直接線、散乱線及びスカイシャイン線に区分し、周辺監視区域境界等の線量評価位置において、それぞれの放射線からの寄与を求め、これを合計して年間線量を求める。</p> <p>この結果を表9-1-1に示す。</p> <p>周辺環境における外部被ばく線量は、科学技術庁告示第20号の第3条第1項第1号に示された値に対し十分に小さい。</p> <p>この結果を障害9-3-1に示す。</p> <p>周辺環境における外部被ばく線量は、科学技術庁告示第20号の第3条第1項第1号に示された値に対し十分に小さい。</p>	<p>9.周辺環境への影響の評価</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物による影響</p> <p>放射性固体廃棄物は、保管庫の廃棄物保管エリアに表面の線量0.5mSv/hのドラム缶を200本配置し、第2保管庫に線量0.5mSv/hのドラム缶を400本及び鉄製容器30基を配置し、且つセル内には最大取扱い放射能量が常時あるものとして周辺監視区域境界の線量を求める。</p> <p>各セル及び保管庫等からの線量を直接線、散乱線及びスカイシャイン線に区分し、周辺監視区域境界等の線量評価位置において、それを合計して年間線量を求める。</p> <p>この結果を表1.2-1-1に示す。</p> <p>周辺環境における外部被ばく線量は、科学技術庁告示第20号の第3条第1項第1号に示された値に対し十分に小さい。</p> <p>この結果を障害9-3-1に示す。</p> <p>周辺環境における外部被ばく線量は、科学技術庁告示第20号の第3条第1項第1号に示された値に対し十分に小さい。</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由																																								
<p>周辺監視区域境界等における線量 箇差9-3-1</p> <p>周辺監視区域境界 位置 線量 (<math>\mu\text{Sv}/\gamma</math>)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>4. 4</td></tr> <tr><td>2</td><td>9. 1</td></tr> <tr><td>3</td><td>5. 0</td></tr> <tr><td>4</td><td>10. 6</td></tr> <tr><td>5</td><td>3. 3</td></tr> <tr><td>6</td><td>11. 0</td></tr> <tr><td>7</td><td>8. 8</td></tr> <tr><td>8</td><td>14. 5</td></tr> <tr><td>9</td><td>69. 0</td></tr> <tr><td>10</td><td>30. 9</td></tr> </tbody> </table> <p>周辺監視区域境界等における線量 表1.2-1-1-1.6 周辺監視区域境界等における線量 (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p>	1	4. 4	2	9. 1	3	5. 0	4	10. 6	5	3. 3	6	11. 0	7	8. 8	8	14. 5	9	69. 0	10	30. 9	<p>周辺監視区域境界 位置 線量 (<math>\mu\text{Sv}/\gamma</math>)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1</td><td>4. 4</td></tr> <tr><td>2</td><td>9. 1</td></tr> <tr><td>3</td><td>5. 0</td></tr> <tr><td>4</td><td>10. 6</td></tr> <tr><td>5</td><td>3. 3</td></tr> <tr><td>6</td><td>11. 0</td></tr> <tr><td>7</td><td>8. 8</td></tr> <tr><td>8</td><td>14. 5</td></tr> <tr><td>9</td><td>69. 0</td></tr> <tr><td>10</td><td>30. 9</td></tr> </tbody> </table> <p>周辺監視区域境界等における線量 表1.2-1-1-1.6 周辺監視区域境界等における線量 (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p>	1	4. 4	2	9. 1	3	5. 0	4	10. 6	5	3. 3	6	11. 0	7	8. 8	8	14. 5	9	69. 0	10	30. 9	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4
1	4. 4																																									
2	9. 1																																									
3	5. 0																																									
4	10. 6																																									
5	3. 3																																									
6	11. 0																																									
7	8. 8																																									
8	14. 5																																									
9	69. 0																																									
10	30. 9																																									
1	4. 4																																									
2	9. 1																																									
3	5. 0																																									
4	10. 6																																									
5	3. 3																																									
6	11. 0																																									
7	8. 8																																									
8	14. 5																																									
9	69. 0																																									
10	30. 9																																									

障-9-1-0

F 1.2-1-2-0

で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

【燃料ホットラが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由																																																																																												
<p>(「障害対策書」1.0. MOX燃料照射後試験に係る補足説明)より移動)</p> <p>1.0. MOX燃料照射後試験に係る補足説明 1.0.1 中性子線の遮蔽について 1) <input type="checkbox"/> MOX燃料についてORIGEN-IIコードにより中性子発生量及び生成放射能量を計算し、UO<sub>2</sub>燃料と比較する。</p> <p>・中性子発生量(燃料棒1本当たりの中性子発生量)</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 用UO<sub>2</sub>燃料 (3ヶ月冷却)</td> <td><input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)</td> </tr> <tr> <td>5. 02 × 10<sup>6</sup> n/s</td> <td>7. 36 × 10<sup>6</sup> n/s</td> </tr> </table> <p>・放射能量(燃料棒1本当たりの放射能量)</p> <table border="1"> <tr> <td>UO<sub>2</sub>燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> <td>MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> </tr> <tr> <td>8. 1 × 10<sup>10</sup></td> <td>3. 3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>1. 3 × 10<sup>12</sup></td> <td>2. 8 × 10<sup>11</sup></td> </tr> <tr> <td>4. 8 × 10<sup>6</sup></td> <td>2. 1 × 10<sup>6</sup></td> </tr> <tr> <td>2. 7 × 10<sup>8</sup></td> <td>1. 2 × 10<sup>9</sup></td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>(0. 5) *</td> </tr> <tr> <td>Cs-134</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>0. 1</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>0. 1</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>0. 1</td> </tr> </table> <p>・放射能量(燃料棒1本当たりの放射能量)</p> <table border="1"> <tr> <td>UO<sub>2</sub>燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> <td>MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> </tr> <tr> <td>8. 1 × 10<sup>10</sup></td> <td>3. 3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td>(0. 5) *</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>Cs-134</td> <td>0. 1</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>0. 3</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1. 1</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>1. 3</td> </tr> </table> <p>* 治却期間を同じにして比較した。</p> <p>2) 中性子線の遮蔽計算 中性子線の遮蔽計算は、ANSI N-2コードを用いて計算した。 計算条件は、算表3-2-1と同じとし、遮蔽窓についても計算した。</p> <p>□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)	5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s	UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>	1. 3 × 10 <sup>12</sup>	2. 8 × 10 <sup>11</sup>	4. 8 × 10 <sup>6</sup>	2. 1 × 10 <sup>6</sup>	2. 7 × 10 <sup>8</sup>	1. 2 × 10 <sup>9</sup>	Sr-90	(0. 5) *	Cs-134	0. 2	Cs-137	0. 1	Pu-239	0. 1	Pu-240	0. 1	UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>	Kr-85	0. 2	I-129	0. 4	I-131	(0. 5) *	Sr-90	0. 2	Cs-134	0. 1	Cs-137	0. 3	Pu-239	1. 1	Pu-240	1. 3	<p>1.0. MOX燃料照射後試験に係る補足説明 1.0.1 中性子線の遮蔽について 1) <input type="checkbox"/> MOX燃料についてORIGEN-IIコードにより中性子発生量及び生成放射能量を計算し、UO<sub>2</sub>燃料と比較する。</p> <p>・中性子発生量(燃料棒1本当たりの中性子発生量)</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 用UO<sub>2</sub>燃料 (3ヶ月冷却)</td> <td><input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)</td> </tr> <tr> <td>5. 02 × 10<sup>6</sup> n/s</td> <td>7. 36 × 10<sup>6</sup> n/s</td> </tr> </table> <p>・放射能量(燃料棒1本当たりの放射能量)</p> <table border="1"> <tr> <td>UO<sub>2</sub>燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> <td>MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> </tr> <tr> <td>8. 1 × 10<sup>10</sup></td> <td>3. 3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td>(0. 5) *</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>Cs-134</td> <td>0. 1</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>0. 3</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1. 1</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>1. 3</td> </tr> </table> <p>* 治却期間を同じにして比較した。</p> <p>2) 中性子線の遮蔽計算 中性子線の遮蔽計算は、ANSI N-2コードを用いて計算した。 計算条件は、算表3-2-1と同じとし、遮蔽窓についても計算した。</p> <p>□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)	5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s	UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>	Kr-85	0. 2	I-129	0. 4	I-131	(0. 5) *	Sr-90	0. 2	Cs-134	0. 1	Cs-137	0. 3	Pu-239	1. 1	Pu-240	1. 3	<p>既般の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4)</p> <p>1.0-1. 中性子線の遮蔽について 1) <input type="checkbox"/> MOX燃料についてORIGEN-IIコードにより中性子発生量及び生成放射能量を計算し、UO<sub>2</sub>燃料と比較する。</p> <p>・中性子発生量(燃料棒1本当たりの中性子発生量)</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 用UO<sub>2</sub>燃料 (3ヶ月冷却)</td> <td><input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)</td> </tr> <tr> <td>5. 02 × 10<sup>6</sup> n/s</td> <td>7. 36 × 10<sup>6</sup> n/s</td> </tr> </table> <p>・放射能量(燃料棒1本当たりの放射能量)</p> <table border="1"> <tr> <td>UO<sub>2</sub>燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> <td>MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)</td> </tr> <tr> <td>8. 1 × 10<sup>10</sup></td> <td>3. 3 × 10<sup>10</sup></td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td>(0. 5) *</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td>Cs-134</td> <td>0. 1</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>0. 3</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1. 1</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>1. 3</td> </tr> </table> <p>* 治却期間を同じにして比較した。</p> <p>2) 中性子線の遮蔽計算 中性子線の遮蔽計算は、ANSI N-2コードを用いて計算した。 計算条件は、算表3-2-1と同じとし、遮蔽窓についても計算した。</p> <p>□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)	5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s	UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>	Kr-85	0. 2	I-129	0. 4	I-131	(0. 5) *	Sr-90	0. 2	Cs-134	0. 1	Cs-137	0. 3	Pu-239	1. 1	Pu-240	1. 3
<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)																																																																																													
5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s																																																																																													
UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)																																																																																													
8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>																																																																																													
1. 3 × 10 <sup>12</sup>	2. 8 × 10 <sup>11</sup>																																																																																													
4. 8 × 10 <sup>6</sup>	2. 1 × 10 <sup>6</sup>																																																																																													
2. 7 × 10 <sup>8</sup>	1. 2 × 10 <sup>9</sup>																																																																																													
Sr-90	(0. 5) *																																																																																													
Cs-134	0. 2																																																																																													
Cs-137	0. 1																																																																																													
Pu-239	0. 1																																																																																													
Pu-240	0. 1																																																																																													
UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)																																																																																													
8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>																																																																																													
Kr-85	0. 2																																																																																													
I-129	0. 4																																																																																													
I-131	(0. 5) *																																																																																													
Sr-90	0. 2																																																																																													
Cs-134	0. 1																																																																																													
Cs-137	0. 3																																																																																													
Pu-239	1. 1																																																																																													
Pu-240	1. 3																																																																																													
<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)																																																																																													
5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s																																																																																													
UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)																																																																																													
8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>																																																																																													
Kr-85	0. 2																																																																																													
I-129	0. 4																																																																																													
I-131	(0. 5) *																																																																																													
Sr-90	0. 2																																																																																													
Cs-134	0. 1																																																																																													
Cs-137	0. 3																																																																																													
Pu-239	1. 1																																																																																													
Pu-240	1. 3																																																																																													
<input type="checkbox"/> 用UO <sub>2</sub> 燃料 (3ヶ月冷却)	<input type="checkbox"/> MOX燃料 (1年冷却)																																																																																													
5. 02 × 10 <sup>6</sup> n/s	7. 36 × 10 <sup>6</sup> n/s																																																																																													
UO <sub>2</sub> 燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)	MOX燃料棒1本当たりの放射能量(Bq/本)																																																																																													
8. 1 × 10 <sup>10</sup>	3. 3 × 10 <sup>10</sup>																																																																																													
Kr-85	0. 2																																																																																													
I-129	0. 4																																																																																													
I-131	(0. 5) *																																																																																													
Sr-90	0. 2																																																																																													
Cs-134	0. 1																																																																																													
Cs-137	0. 3																																																																																													
Pu-239	1. 1																																																																																													
Pu-240	1. 3																																																																																													

F 1.2-1-21

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>評価は、中性子線によるものについては I C R P - P u b , 7-4 の換算係数を使用し、さらに 2 次 <math>\gamma</math> 線を含めて行った。</p> <p>結果は、全ての位置について十分な遮蔽能力を有している。設計基準に対して最も大きな値は、No. 2 セル試料出入ポートの <math>2.6 \mu \text{Sv/h}</math> であった。</p> <p>結果を <u>表 1-1-1</u> に示す。</p> <p>3) <math>\gamma</math> 線の遮蔽計算</p> <p>MOX 燃料の放射能量は、UO<sub>2</sub> 燃料の放射能量より少ないので、MOX 燃料の取扱いによる <math>\gamma</math> 線の遮蔽能力は十分である。</p>	<p>評価は、中性子線によるものについては I C R P - P u b , 7-4 の換算係数を使用し、さらに 2 次 <math>\gamma</math> 線を含めて行つた。</p> <p>結果は、全ての位置について十分な遮蔽能力を有している。設計基準に対して最も大きな値は、No. 2 セル試料出入ポートの <math>2.6 \mu \text{Sv/h}</math> であった。</p> <p>結果を <u>表 1-1-1</u> に示す。</p> <p>3) <math>\gamma</math> 線の遮蔽計算</p> <p>MOX 燃料の放射能量は、UO<sub>2</sub> 燃料の放射能量より少ないので、MOX 燃料の取扱いによる <math>\gamma</math> 線の遮蔽能力は十分である。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

下線は変更した部分を示す。

表1.2-1-17 MOX燃料取扱による中性子遮蔽計算結果(γ線遮蔽計算結果はUO<sub>2</sub>燃料による)

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 1.1. 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における線量 より移動)</p> <p>1.1. 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における線量 ウラン実験施設に加え、燃料ホックトラが施設及び燃料実験施設からの影響を考慮して、周辺監視区域境界において各施設からの線量を合計すると、<u>表1.2-1-1.8</u>に示すとおりであり、法令値の <math>1 \text{ mSv/y}</math> より分小さい値である。</p>	<p>1.1. 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における線量 ウラン実験施設に加え、燃料ホックトラが施設及び燃料実験施設からの影響を考慮して、周辺監視区域境界において各施設からの線量を合計すると、<u>表1.2-1-1.8</u>に示すとおりであり、法令値の <math>1 \text{ mSv/y}</math> より分小さい値である。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由																																										
<p>図表1.1-1 事業所全施設に係る周辺監視区域境界における線量 表1.2-1-1.8 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における線量</p> <table border="1"> <caption>周辺監視区域境界</caption> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4. 8</td></tr> <tr><td>2</td><td>9. 2</td></tr> <tr><td>3</td><td>5. 4</td></tr> <tr><td>4</td><td>11. 1</td></tr> <tr><td>5</td><td>3. 4</td></tr> <tr><td>6</td><td>12. 7</td></tr> <tr><td>7</td><td>9. 8</td></tr> <tr><td>8</td><td>14. 7</td></tr> <tr><td>9</td><td>72. 5</td></tr> <tr><td>10</td><td>31. 5</td></tr> </tbody> </table> <p>図表1.1-1 事業所全施設に係る周辺監視区域境界における線量 表1.2-1-1.8 事業所全施設に係る周辺監視区域境界等における線量</p> <table border="1"> <caption>周辺監視区域境界</caption> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4. 8</td></tr> <tr><td>2</td><td>9. 2</td></tr> <tr><td>3</td><td>5. 4</td></tr> <tr><td>4</td><td>11. 1</td></tr> <tr><td>5</td><td>3. 4</td></tr> <tr><td>6</td><td>12. 7</td></tr> <tr><td>7</td><td>9. 8</td></tr> <tr><td>8</td><td>14. 7</td></tr> <tr><td>9</td><td>72. 5</td></tr> <tr><td>10</td><td>31. 5</td></tr> </tbody> </table> <p>周辺監視区域境界 教地境界 周辺監視区域境界 居住区域境界 核燃料物質の使用施設 周辺監視区域境界 居住区域境界 核燃料物質の使用施設</p>	位置	線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )	1	4. 8	2	9. 2	3	5. 4	4	11. 1	5	3. 4	6	12. 7	7	9. 8	8	14. 7	9	72. 5	10	31. 5	位置	線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )	1	4. 8	2	9. 2	3	5. 4	4	11. 1	5	3. 4	6	12. 7	7	9. 8	8	14. 7	9	72. 5	10	31. 5
位置	線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )																																											
1	4. 8																																											
2	9. 2																																											
3	5. 4																																											
4	11. 1																																											
5	3. 4																																											
6	12. 7																																											
7	9. 8																																											
8	14. 7																																											
9	72. 5																																											
10	31. 5																																											
位置	線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )																																											
1	4. 8																																											
2	9. 2																																											
3	5. 4																																											
4	11. 1																																											
5	3. 4																																											
6	12. 7																																											
7	9. 8																																											
8	14. 7																																											
9	72. 5																																											
10	31. 5																																											

図表1.1-2

F1.2-1-25

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開となります。

## 株燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「安全対策書 2. 火災事故」より移動)</p> <p>2. 火災事故</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造である。 セルは鉄筋コンクリート、鋼材、船材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。</p> <p>火災については、消防法の定めるところにより屋外消火栓及び自動火災警報装置を建家全体に配置するとともに防火区画を設定する。安図2-1 防火区画図を示す。</p> <p>火災の一般的な原因としては、次のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気的原因によるもの</li> <li>・機械的原因によるもの</li> <li>・自然発火によるもの</li> <li>・その他</li> </ul> <p>これらの対策は、以下の通りである。</p> <p>(1) 電気的原因の対策</p> <p>(イ) 建家、セル等における電気配線は、漏電及び絶縁破壊を防止するため電気設備に関する技術基準(電気工作物保安規定を含む。)等に従つて行う。</p> <p>(ロ) 主要な電動機器類には、電動機器類の過熱による局部温度上昇を防止するために過電流遮断機構を設ける。又、N.O. 3セルに設置する引張試験機用電気炉及び内圧破壊試験装置用電気炉、N.O. 4セルに設置する熱処理試験用電気炉並びに機器分析室に設置する水素分析装置用電気炉には、過電流遮断機を設け更に過加熱防止機能を設ける。</p> <p>(ハ) 主要な電動機類の接点部分等には、電動機からの電気火花飛散を防止するため適当なスクリーン等を設ける。</p> <p>又、N.O. 2セルに設置する溶接機には、溶接火花の飛散を防止するためトーチ部分に保護カバーを設ける。</p> <p>(2) 機械的原因の対策</p> <p>機器の滑動部分は、機械的摩擦による発熱をさけるため可能な範囲で低速とし、必要により冷却又は潤滑材を用いる。</p> <p>又、N.O. 2セルに設置する切断機は、低速式切断方式のものとする。</p> <p>(3) 自然発火の対策</p> <p>建家及びセル内の換気冷却を十分に行い自然温度上昇を防ぐ。</p>	<p>1.2-1-3. 火災等による損傷の防止</p> <p>1.火災事故</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート造り及び一部鉄骨造りの耐火構造である。 セルは鉄筋コンクリート、鋼材、船材等の不燃材料による構成で、耐火構造である。</p> <p>火災については、消防法の定めるところにより屋外消火栓及び自動火災警報装置を建家全体に配置するとともに防火区画を設定する。図1.2-1-2.4に防火区画図を示す。</p> <p>火災の一般的な原因としては、次のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気的原因によるもの</li> <li>・機械的原因によるもの</li> <li>・自然発火によるもの</li> <li>・その他</li> </ul> <p>これらの対策は、以下の通りである。</p> <p>(1) 電気的原因の対策</p> <p>(イ) 建家、セル等における電気配線は、漏電及び絶縁破壊を防止するため電気設備に関する技術基準(電気工作物保安規定を含む。)等に従つて行う。</p> <p>(ロ) 主要な電動機器類には、電動機器類の過熱による局部温度上昇を防止するために過電流遮断機構を設ける。又、N.O. 3セルに設置する引張試験機用電気炉及び内圧破壊試験装置用電気炉、N.O. 4セルに設置する熱処理試験用電気炉並びに機器分析室に設置する水素分析装置用電気炉には、過電流遮断機を設け更に過加熱防止機能を設ける。</p> <p>(ハ) 主要な電動機類の接点部分等には、電動機からの電気火花飛散を防止するため適当なスクリーン等を設ける。</p> <p>又、N.O. 2セルに設置する溶接機には、溶接火花の飛散を防止するためトーチ部分に保護カバーを設ける。</p> <p>(2) 機械的原因の対策</p> <p>機器の滑動部分は、機械的摩擦による発熱をさけるため可能な範囲で低速とし、必要により冷却又は潤滑材を用いる。</p> <p>又、N.O. 2セルに設置する切断機は、低速式切断方式のものとする。</p> <p>(3) 自然発火の対策</p> <p>建家及びセル内の換気冷却を十分に行い自然温度上昇を防ぐ。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ② 記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(4) その他</p> <p>(イ) 液化石油ガスは、本施設内で使用しない。</p> <p>(ロ) 液体シンシンレーションカウンタ等に用いられる小量の有機溶剤は、施栓できる容器に入れて保管し、可燃性蒸気の揮散を防止する。</p> <p>(ハ) セル内及びその他の場所で試験等に使用される紙ウエス等の可燃物は、電動機器類から十分離れた所に置き場を設定し、万一の電気火花等による引火を防止する。</p> <p>サービスエリアに設置する乾式貯蔵試験容器には、使用済燃料集合体2体を装荷するが、それぞれの使用済燃料集合体の発熱量: [ ] からその外筒表面及び外断熱材表面の温度解析を行った結果、全試験を通じて51°C以下であることを確認した。</p>	<p>(4) その他</p> <p>(イ) 液化石油ガスは、本施設内で使用しない。</p> <p>(ロ) 液体シンシンレーションカウンタ等に用いられる少量の有機溶剤は、施栓できる容器に入れて保管し、可燃性蒸気の揮散を防止する。</p> <p>(ハ) セル内及びその他の場所で試験等に使用される紙ウエス等の可燃物は、電動機器類から十分離れた所に置き場を設定し、万一の電気火花等による引火を防止する。</p> <p>サービスエリアに設置する乾式貯蔵試験容器には、使用済燃料集合体2体を装荷するが、それぞれの使用済燃料集合体の発熱量: [ ] からその外筒表面及び外断熱材表面の温度解析を行った結果、全試験を通じて51°C以下であることを確認した。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 (2)</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(1) 安全対策書 3. 爆発事故 より移動)</p> <p>3. 爆発事故</p> <p>本施設内の平均換気回数は、サービスエリアが約4回／h、オペレーションエリアが約6回／h及びセル内が通常時約2.0回／hとなるように設計する。</p> <p>又、セル内では爆発を起し得る作業は行わない。</p> <p>爆発を起こす可能性としては、計数室において液体シンチレーションカウンタに用いられる溶剤を誤ってこぼした場合が考えられる。</p> <p>この場合を想定した安全性についての検討結果を示す。</p> <p>計数室は、床面積が約3.5m<sup>2</sup>、天井高さが約3mの直方体の室でありその容積は約100m<sup>3</sup>で毎時約4回の換気が行われている。</p> <p>ここで、液体シンチレーションカウンタ用溶剤であるトルエンまたはメタノールを誤ってこぼした場合を考える。こぼした量は、通常市販されている5.0g試薬びん1本とし、各々が常圧下で全て氣化するものとする。</p> <p>気体容積は次式で与えられる</p> $V = \frac{W}{M} \times 0.0224 \times \frac{273 + t}{273}$ <p>ここで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>V : 気化した時の1気圧換算の容積 (m<sup>3</sup>)</li> <li>W : 溶剤の重量 (g)</li> <li>M : 溶剤の分子量 (g/mole)</li> <li>0.0224 : 0°C、1気圧における1モルの気体の容積 (m<sup>3</sup>/mole)</li> <li>t : 気体の温度 (°C)</li> </ul> <p>ここで、トルエン及びメタノールの分子量は各々92、1、32、0であるので室温を20°Cとすると各々の1気圧換算の容積は、</p> <p>トルエンガスの容積 = <math>\frac{500}{92.1} \times 0.0224 \times \frac{293}{273} = 0.13 \text{ (m}^3\text{)}</math></p> <p>メタノールガスの容積 = <math>\frac{500}{32.0} \times 0.0224 \times \frac{293}{273} = 0.38 \text{ (m}^3\text{)}</math></p> <p>となる。</p> <p>又、計数室における各々のガス濃度は、</p>	<p>2. 爆発事故</p> <p>本施設内の平均換気回数は、サービスエリアが約4回／h、オペレーションエリアが約6回／h及びセル内が通常時約2.0回／hとなるように設計する。</p> <p>又、セル内では爆発を起し得る作業は行わない。</p> <p>爆発を起こす可能性としては、計数室において液体シンチレーションカウンタに用いられる溶剤を誤ってこぼした場合が考えられる。</p> <p>この場合を想定した安全性についての検討結果を示す。</p> <p>計数室は、床面積が約3.5m<sup>2</sup>、天井高さが約3mの直方体の室でありその容積は約100m<sup>3</sup>で毎時約4回の換気が行われている。</p> <p>ここで、液体シンチレーションカウンタ用溶剤であるトルエンまたはメタノールを誤ってこぼした場合を考える。こぼした量は、通常市販されている5.0g試薬びん1本とし、各々が常圧下で全て氣化するものとする。</p> <p>気体容積は次式で与えられる</p> $V = \frac{W}{M} \times 0.0224 \times \frac{273 + t}{273}$ <p>ここで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>V : 気化した時の1気圧換算の容積 (m<sup>3</sup>)</li> <li>W : 溶剤の重量 (g)</li> <li>M : 溶剤の分子量 (g/mole)</li> <li>0.0224 : 0°C、1気圧における1モルの気体の容積 (m<sup>3</sup>/mole)</li> <li>t : 気体の温度 (°C)</li> </ul> <p>ここで、トルエン及びメタノールの分子量は各々92、1、32、0であるので室温を20°Cとすると各々の1気圧換算の容積は、</p> <p>トルエンガスの容積 = <math>\frac{500}{92.1} \times 0.0224 \times \frac{293}{273} = 0.13 \text{ (m}^3\text{)}</math></p> <p>メタノールガスの容積 = <math>\frac{500}{32.0} \times 0.0224 \times \frac{293}{273} = 0.38 \text{ (m}^3\text{)}</math></p> <p>となる。</p> <p>又、計数室における各々のガス濃度は、</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p>

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>トルエンガス濃度 <math>= \frac{0.13\text{m}^3}{100\text{m}^3} \times 100 = 0.13 (\text{V} \circ 1\%)</math></p> <p>メタノールガス濃度 <math>= \frac{0.38\text{m}^3}{100\text{m}^3} \times 100 = 0.38 (\text{V} \circ 1\%)</math></p> <p>となり、トルエンガス及びメタノールガスの爆発下限界濃度 1. 2 V o 1 %及び6. 0 V o 1 %より十分低く、又毎時約4回の換気が行われている事を考慮すると爆発は起こらない。</p> <p>従つて、爆発事故は特に考えられない。</p> <p>3. 1F燃料デブリによる水素発生対策</p> <p>1.F燃料デブリは採取時に冷却水を同伴する可能性があり、1.F燃料デブリの放射線により水が放射線分解し水素が発生する恐れがある。</p> <p>1.F燃料デブリ 10kgを全て水とし、含まれる全水素が最も容積の小さいN<sub>2</sub>セルに解放されたとして水素濃度は0. 1 V o 1 %以下である。さらにセル内は常時換気されしており、速やかに希釈されるため、水素爆発は起こらない。</p> <p>(「安全対策書 2. 火災事故」より移動)</p> <p>以上のとおり、火災及び爆発に対して十分な対策を行っているが、それにもかかわらず火災が発生した場合は、火災警報設備により速やかに検知し予め用意してある消火剤により消火する。</p> <p>又、セル内火災に対しては炭酸ガス消火設備により消火する。</p>	<p>トルエンガス濃度 <math>= \frac{0.13\text{m}^3}{100\text{m}^3} \times 100 = 0.13 (\text{V} \circ 1\%)</math></p> <p>メタノールガス濃度 <math>= \frac{0.38\text{m}^3}{100\text{m}^3} \times 100 = 0.38 (\text{V} \circ 1\%)</math></p> <p>となり、トルエンガス及びメタノールガスの爆発下限界濃度 1. 2 V o 1 %及び6. 0 V o 1 %より十分低く、又毎時約4回の換気が行われている事を考慮すると爆発は起こらない。</p> <p>従つて、爆発事故は特に考えられない。</p> <p>3. 1F燃料デブリによる水素発生対策</p> <p>1.F燃料デブリは採取時に冷却水を同伴する可能性があり、1.F燃料デブリの放射線により水が放射線分解し水素が発生する恐れがある。</p> <p>1.F燃料デブリ 10kgを全て水とし、含まれる全水素が最も容積の小さいN<sub>2</sub>セルに解放されたとして水素濃度は0. 1 V o 1 %以下である。さらにセル内は常時換気されおり、速やかに希釈されるため、水素爆発は起こらない。</p> <p>(「安全対策書 2. 火災事故」より移動)</p> <p>以上のとおり、火災及び爆発に対して十分な対策を行っているが、それにもかかわらず火災が発生した場合は、火災警報設備により速やかに検知し予め用意してある消火剤により消火する。</p> <p>又、セル内火災に対しては炭酸ガス消火設備により消火する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 (2)</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(「安全対策書」4. 臨界事故により移動) 4. 臨界事故 1) 概要 本施設で取り扱う核燃料物質は、質量、形状及び配置の管理を厳密に行い、いかなる場合においても臨界にならない状態で取り扱う。		1.2-1-4 核燃料の臨界防止 1) 概要 本施設で取り扱う核燃料物質は、質量、形状及び配置の管理を行い、いかなる場合においても臨界にならない状態で取り扱う。		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②。 記載の適正化(2) 4)
2) 孤立系での取扱い (1) 孤立系の設定 セルは*1、コンクリート等で外部から隔離されており、又機器分析室等(前処理室、第二機器分析室を含む)は、プール水中的核燃料物質とは最小3m以上の水で隔離されているため核燃料物質の周囲に相互干渉が無いとみなせるので、孤立系とする。 (2) 孤立系での取扱量の制限 孤立系では、いかなる場合でも未臨界状態を維持するため単一ユニットの取扱いを差1.2-1-1.9に示す制限値を満足する範囲で行う。 但し、取扱いの系は非均質であり、濃縮度は初期濃縮度で管理し、5%未満及び5%以上20%未満とする。 <u>差1.2-1-1.9 孤立系における取扱制限値</u>		2) 孤立系での取扱い (1) 孤立系の設定 セルは*1、コンクリート等で外部から隔離されており、又機器分析室等(前処理室、第二機器分析室を含む)は、プール水中的核燃料物質とは最小3m以上の水で隔離されているため核燃料物質の周囲に相互干渉が無いとみなせるので、孤立系とする。 (2) 孤立系での取扱量の制限 孤立系では、いかなる場合でも未臨界状態を維持するため単一ユニットの取扱いを差1.2-1-1.9に示す制限値を満足する範囲で行う。 但し、取扱いの系は非均質であり、濃縮度は初期濃縮度で管理し、5%未満及び5%以上20%未満とする。 <u>差1.2-1-1.9 孤立系における取扱制限値</u>	1.2-1-4 核燃料の臨界防止 記載の適正化(2) 4)	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②。 記載の適正化(2) 4)

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由												
<p>これらの濃縮度ごとのU-235の質量と安表4-1に示す取扱い制限質量との割合の和は0.987であり1未満である。従って臨界に対する安全性は十分確保される。</p> <p>(ハ) 乾式貯蔵試験容器で取り扱う核燃料物質 乾式貯蔵試験容器で取扱う核燃料物質は、使用済燃料集合体2体(□)である。これらは、中性子吸収材として焼成ドウ素を添加したアルミニウム合金製の仕切板とともにステンレス製バスクエットに取納される。</p> <p>これらをもとに、実効増倍係数Ke<sub>f</sub>を求めると、3σを入れても□であり1未満である。従って臨界に対する安全性は十分確保される。</p> <p>3) 干渉系での取扱い</p> <p>(1) 干渉系の設定</p> <p>燃料集合体、燃料棒、試験後試片等が貯蔵又は保管されるプール水中を干渉系とする。</p> <p>(2) 干渉系で取扱う核燃料物質</p> <p>(イ) プール水中の燃料貯蔵ラック</p> <p>プール水中には燃料貯蔵ラックを設置し、表1.2-1-2.0に示す数量を貯蔵する。</p> <p>表1.2-1-2.0 プール内燃料貯蔵ラックの貯蔵量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>最大貯蔵量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料集合体</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>燃料棒</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>プール中の貯蔵では、燃料集合体(それぞれ単一ユニットとする)及び燃料棒は、緑形で貯蔵し、燃料貯蔵ラックの挿入孔は、水平方向の面間距離を0.3m上とする。</p> <p>なお、単一ユニットの燃料集合体(□)1体の実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めるとき、Ke<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□である。</p> <p>また、燃料棒□を最適減速条件におけるモードで実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めるとKe<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□である。</p> <p>更に安表4-2に示す最大貯蔵時の臨界状態の有無を確認するため、表1.2-1-2.0に示す最大貯蔵数より多い□の燃料集合体配列について、ウラン量の最も多いPWR用□燃料集合体の新燃料(濃縮度5%U-235)について、面間距離30cm、緑形挿入、上下方向3.65mとした場合の実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-IVによる計算結果、Ke<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□で、表1.2-1-2.0に示す貯蔵量の臨界の安全性は確保される。</p> <p>また、プール水の水密度が低下した場合の安全性についても評価した。</p>	種類	最大貯蔵量	燃料集合体	□	燃料棒	□	<p>これらの濃縮度ごとのU-235の質量と表1.2-1-1.9に示す取扱い制限質量との割合の和は0.988であり1未満である。従って臨界に対する安全性は十分確保される。</p> <p>(ハ) 乾式貯蔵試験容器で取り扱う核燃料物質 乾式貯蔵試験容器で取扱う核燃料物質は、使用済燃料集合体2体(□)である。これらは、中性子吸収材として焼成ドウ素を添加したアルミニウム合金製の仕切板とともにステンレス製バスクエットに取納される。</p> <p>これらをもとに、実効増倍係数Ke<sub>f</sub>を求めると、3σを入れても□であり1未満である。従って臨界に対する安全性は十分確保される。</p> <p>3) 干渉系での取扱い</p> <p>(1) 干渉系の設定</p> <p>燃料集合体、燃料棒、試験後試片等が貯蔵又は保管されるプール水中を干渉系とする。</p> <p>(2) 干渉系で取扱う核燃料物質</p> <p>(イ) プール水中の燃料貯蔵ラック</p> <p>プール水中には燃料貯蔵ラックを設置し、表1.2-1-2.0に示す数量を貯蔵する。</p> <p>表1.2-1-2.0 プール内燃料貯蔵ラックの貯蔵量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>最大貯蔵量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料集合体</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>燃料棒</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>プール中の貯蔵では、燃料集合体(それぞれ単一ユニットとする)及び燃料棒は、緑形で貯蔵し、燃料貯蔵ラックの挿入孔は、水平方向の面間距離を0.3m上とする。</p> <p>なお、単一ユニットの燃料集合体(□)1体の実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めるとき、Ke<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□である。</p> <p>また、燃料棒□を最適減速条件におけるモードで実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めるとKe<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□である。</p> <p>更に安表4-2に示す最大貯蔵時の臨界状態の有無を確認するため、表1.2-1-2.0に示す最大貯蔵数より多い□の燃料集合体配列について、ウラン量の最も多いPWR用□燃料集合体の新燃料(濃縮度5%U-235)について、面間距離30cm、緑形挿入、上下方向3.65mとした場合の実効増倍係数Ke<sub>ff</sub>を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-IVによる計算結果、Ke<sub>ff</sub>=□であり、3σを入れて□で、表1.2-1-2.0に示す貯蔵量の臨界の安全性は確保される。</p> <p>また、プール水の水密度が低下した場合の安全性についても評価した。</p>	種類	最大貯蔵量	燃料集合体	□	燃料棒	□	<p>既般の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ② 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4) 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4) 記載の適正化(2) 4)</p>
種類	最大貯蔵量													
燃料集合体	□													
燃料棒	□													
種類	最大貯蔵量													
燃料集合体	□													
燃料棒	□													

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>結果は、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> が密度 1 の場合を超えることはない。</p> <p>さらにブール水中で同時に、濃縮度 <math>\square\%</math> 以上のウラン (3 g-U), ブルトニウム (0, 1 g-Pu) 及びウラン-233 (0, 1 g-<math>^{233}\text{U}</math>) を使用すると仮定した計算において、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めると <math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>(ロ) ブール水中的廃棄物保管ラック</p> <p>本施設で発生する試験後試片は、直径約 0, 1 m, 長さ約 0, 4 m の専用のステンレス鋼容器に封入し、ブール水中的廃棄物保管ラックに保管する。保管方法は専用ステンレス鋼容器を約 1.0 段積みにして機一列に配置する。</p> <p>この状態での臨界状態の有無を確認するため、保管状態を縦 0, 1 m, 橫方向無限大、高さ 4 m の平板が濃縮度 5% U-235 のウランで構成され、最遅減速条件の中にあるとのモデルを設定し、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-IVによる計算結果、<math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>又、初期濃縮度 2.0% U-235 の燃料棒から発生する試験後試片は、発生量が少ないと予想されるが同様容器に封入し、初期濃縮度 5% の試験後試片の試験後試片保管ラックより水平方向間距離を 0, 3 m 以上離した位置に専用ラックを設置し、最大 1.0 個 (縦 1.0 段積み) を保管する。</p> <p>この状態での臨界状態の有無を確認するため、直径 0, 1 m の無限円筒が濃縮度 2.0% U-235 のウランで構成され、水反転体 (水 0, 3 m) の中にあるとのモデルを設定し、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-Vaによる計算結果、<math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>これら試験後試片保管ラックと前記燃料貯蔵ラックとは水平方向面間距離が約 1 m 以上あり核的相互干渉は無視できる。従つて試験後試片の保管についての臨界の安全性は確保される。</p> <p>また、濃縮度 <math>\square\%</math> 以上の (3 g-U), ブルトニウム (0, 1 g-Pu) 及びウラン-233 (0, 1 g-<math>^{233}\text{U}</math>) が試験後試片保管ラックに同時に存在するとしても、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> の増加は無視し得る程度である。</p> <p>(ハ) 乾式貯蔵試験容器で取り扱う核燃料物質</p> <p>乾式貯蔵試験容器内には使用済燃料集合体は 2 体を超えて装備できない構造とし、これら 2 体の使用済燃料集合体は、中性子吸収材として炭化ボウ素を添加したアルミニウム合金製の仕切板とともにステンレス製バケットに収納される。</p> <p>乾式貯蔵試験容器は 1 基であるが、サービスエリア内では別の輸送容器 (MSF-I 型キャスク) の取扱いを行う。そこで、当該試験容器の周りに無限配列された状態での干涉系を考慮する。乾式貯蔵試験容器には使用済燃料集合体 2 体 (<math>\square</math>) を、また、MSF-I 型キャスクには使用済燃料集合体 1 体を、それぞれ装備した状態とする。</p> <p>これらをもとに、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めると、<math>3\sigma</math> を入れても <math>\square</math> 以下である。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) ②</p> <p>結果は、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> が密度 1 の場合を超えることはない。</p> <p>さらによると、濃縮度 <math>\square\%</math> 以上のウラン (3 g-U), ブルトニウム (0, 1 g-Pu) 及びウラン-233 (0, 1 g-<math>^{233}\text{U}</math>) を使用すると仮定した計算において、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めると <math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>(ロ) ブール水中的廃棄物保管ラック</p> <p>本施設で発生する試験後試片は、直径約 0, 1 m, 長さ約 0, 4 m の専用のステンレス鋼容器に封入し、ブール水中的廃棄物保管ラックに保管する。保管方法は専用ステンレス鋼容器を約 1.0 段積みにして機一列に配置する。</p> <p>この状態での臨界状態の有無を確認するため、保管状態を縦 0, 1 m, 橫方向無限大、高さ 4 m の平板が濃縮度 5% U-235 のウランで構成され、最遅減速条件の中にあるとのモデルを設定し、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-IVによる計算結果、<math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>又、初期濃縮度 2.0% U-235 の燃料棒から発生する試験後試片は、発生量が少ないと予想されるが同様容器に封入し、初期濃縮度 5% の試験後試片保管ラックより水平方向間距離を 0, 3 m 以上離した位置に専用ラックを設置し、最大 1.0 個 (縦 1.0 段積み) を保管する。</p> <p>この状態での臨界状態の有無を確認するため、直径 0, 1 m の無限円筒が濃縮度 2.0% U-235 のウランで構成され、水反転体 (水 0, 3 m) の中にあるとのモデルを設定し、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めた。</p> <p>モンテカルロコード、KENO-Vaによる計算結果、<math>K_{eff} = \square</math> であり、<math>3\sigma</math> を入れて <math>\square</math> である。</p> <p>これら試験後試片保管ラックと前記燃料貯蔵ラックとは水平方向面間距離が約 1 m 以上あり核的相互干渉は無視できる。従つて試験後試片の保管についての臨界の安全性は確保される。</p> <p>また、濃縮度 <math>\square\%</math> 以上の (3 g-U), ブルトニウム (0, 1 g-Pu) 及びウラン-233 (0, 1 g-<math>^{233}\text{U}</math>) が試験後試片保管ラックに同時に存在するとしても、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> の増加は無視し得る程度である。</p> <p>(ハ) 乾式貯蔵試験容器で取り扱う核燃料物質</p> <p>乾式貯蔵試験容器内には使用済燃料集合体は 2 体を超えて装備できない構造とし、これら 2 体の使用済燃料集合体は、中性子吸収材として炭化ボウ素を添加したアルミニウム合金製の仕切板とともにステンレス製バケットに収納される。</p> <p>乾式貯蔵試験容器は 1 基であるが、サービスエリア内では別の輸送容器 (MSF-I 型キャスク) の取扱いを行う。そこで、当該試験容器の周りに無限配列された状態での干涉系を考慮する。乾式貯蔵試験容器には使用済燃料集合体 2 体 (<math>\square</math>) を、また、MSF-I 型キャスクには使用済燃料集合体 1 体を、それぞれ装備した状態とする。</p> <p>これらをもとに、実効増倍係数 <math>K_{eff}</math> を求めると、<math>3\sigma</math> を入れても <math>\square</math> 以下である。</p>	F 12-1-3-2

□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

## 核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>4) 臨界事故 以上の通り本施設のセル及び機器分析室等においては、質量制限により、又、プール水中においては計算により検証した配置制限により管理する。</p> <p>また、セル又は機器分析室等に核燃料物質等を搬入するとき若しくはプール内で燃料集合体、燃料棒又は試験後試片保管容器を移動するときは、操作を防止するために第3者である安全管理室員の立ち会いの下で行う。</p> <p>乾式荷役試験容器においては、2体を超える使用済燃料集合体の装荷ができない構造とし、形状制限により管理する。</p> <p>従つて、本施設における臨界に対する安全措置は十分である。</p> <p>(「安全対策書 1.O MOX燃料照射後試験に係る補足説明」より移動)</p> <p>1.O MOX燃料照射後試験に係る補足説明</p> <p>1) 干渉系における未臨界の確認</p> <p>MOX燃料は、燃料貯蔵ラックに入れて貯蔵する。</p> <p>ラックは、縦型で水平方向の面間距離を0.3m以上とする構造となっている。</p> <p>MOX燃料集合体1体を受け入れて、プール内でUO<sub>2</sub>燃料集合体■体と同時に保管するものとして、KENO-IVコードで計算した結果、Keff = ■であり、臨界の安全は確保される。</p> <p>なま、集合体1体のKeffを計算したところ、UO<sub>2</sub>燃料集合体■は、Keff = ■であった。</p> <p>■、MOX燃料集合体■は、Keff = ■であった。</p>	<p>4) 臨界事故 以上の通り本施設のセル及び機器分析室等においては、質量制限により、又、プール水中においては計算により検証した配置制限により管理する。</p> <p>また、セル又は機器分析室等に核燃料物質等を搬入するとき若しくはプール内で燃料集合体、燃料棒又は試験後試片保管容器を移動するときは、操作を防止するために第3者である安全管理室員の立ち会いの下で行う。</p> <p>乾式荷役試験容器においては、2体を超える使用済燃料集合体の装荷ができない構造とし、形状制限により管理する。</p> <p>従つて、本施設における臨界に対する安全措置は十分である。</p> <p>5) MOX燃料照射後試験に係る補足説明</p> <p>・干渉系における未臨界の確認</p> <p>MOX燃料は、燃料貯蔵ラックに入れて貯蔵する。</p> <p>ラックは、縦型で水平方向の面間距離を0.3m以上とする構造となっている。</p> <p>MOX燃料集合体1体を受け入れて、プール内でUO<sub>2</sub>燃料集合体■と同時に保管するものとして、KENO-IVコードで計算した結果、Keff = ■であり、臨界の安全は確保される。</p> <p>なま、集合体1体のKeffを計算したところ、UO<sub>2</sub>燃料集合体■は、Keff = ■であった。</p> <p>■、MOX燃料集合体■は、Keff = ■であった。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

□で囲った箇所は機密情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。